

これはもうまさに朝令暮改といえますか、とんでもないことだというふうに思っているわけでございます。その点についてどのようにお考えなのか、この両者の間の整合性についてどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○大木国務大臣 フロン回収・破壊法につきましては、関係各党の方々、大変御苦労いただきました。つくつていただいたということで、その点は非常に高く評価しておるわけでございますけれども、今、この種の問題について、一般論として考えてみますと、やはり商品の製造から流通というずっと全体を見てどう扱うをするのがいいのかというの、一般的にですけれども、これは一般的には、今の委員のお話にもありましたように、いろいろと物によって違ふだろうとか流通の形によって違ふだろうというふうなことでございすから、違ふと思ひますね、これからまた出てくるかもしれません。

だから、一般的に言えば、いろいろの商品に伴って、その実態に応じて、必要などうか適正な、適切な法律を考えるのがいいわけでございますけれども、私は、今おっしゃいました、フロン法で決めたような原則が、今回のこの自動車リサイクル法案によって使用者責任に変わってしまった、原則をねじ曲げるんじゃないかというふうなことは当たらないんじゃないか。自動車リサイクル法案におきまして、自動車製造業者が、自動車製造業者等と言った方がいいかもしれません、システム全体に責任を持って、ですから自動車製造業者が中心になってシステム全体について責任を持ちながら、また回収業者にフロンの回収等の費用を支払うということでございますから、私は、せっかくみんな議員立法で出したものを、原則を今度新しくこの法案によってねじ曲げたというのではないんじゃないかというふうに理解をしております。

○五島委員 フロン法の中におきまして、この自動車リサイクル法の成立によってこれを一体化していくということはもとと述べられている内

容でございますから、その中にすっぱりと組み入れられる形になっているのなら私は問題ないと思ひます。

ただ、今申し上げましたように、今回の、自動車リサイクル法と簡略に言いますが、においては、これは完全に使用者責任においてその費用を負担することになっている、これは間違いございません。一方、フロン法の中では、これは概念として拡大生産者責任という言葉を使いながら、費用については自動車メーカーにその責任を持たすわけですが、自動車メーカーなどは自動車ユーザーに負担を求めることもできる、すなわち負担を求めてもよいし、メーカーが負担してもいいという内容になっている。そのいずれがいいかというところを、更地に家を建てるような議論をもう一回するとすれば、さまざまな議論ができると思ひます。

しかし、このフロン法というものが、一年前に衆法として全会派一致で成立した。成立したけれども、これまで一年間の取り組みの中で非常に困難な問題点が出てきた、十月の実施ができないという状況の中で閣法で改めているんだというんであれば、それなりの根拠があると思う。しかし、本会議において全会派一致で決定された内容が、そうした瑕疵も見当たらないままに、閣法において、いや、あの法律ではそういう考え方で決めているけれどもこちらの方がいいんじゃないかというふうな、省庁の方の協議の中で全く別の考え方に基づく法律に出されてきて、この自動車に関連するいわゆる第二種フロンについてはそこに包括していいという考え方は、これはどう考えても、議会制民主主義の立場からいってもおかしいんじゃないか。その点について、大臣の方は矛盾しないとおっしゃっているけれども、文言一つ一つの中において矛盾をはらんでいます、實際上、法案の中で。

この点について、まさに衆法と閣法との関係の問題であるわけですが、その点について、一体どういう理由でもってこれを新たな仕組みに変えな

いとフロン法の完全な実施に阻害があるとお考えなのか、もう一度伺いたいと思ひます。

○大木国務大臣 私、先ほど申し上げたことと多少繰り返しのようになるとは思ひますが、その物に属する特性と、それからその物が商品としてどういふふうに通流するかという二つの面を考えた場合に、一番合理的なものと申しますか妥当な、いろいろな意味での責任ということをいえば、いろいろなバランスということも考えながらということであろうと思ひます。

フロン回収・破壊法におきましては、自動車製造業者等は、フロン回収等の費用に關し、「自動車運行の用に供する者に対し、適正な料金を請求することが出来る。」というふうな書いてございす。今度の自動車リサイクル法案におきましては、ユーザーによる預託を義務づけている点は確かに異なりますけれども、やはり今申し上げましたように、自動車についても、フロンはフロンの、それからほかの車体はどうだ、あるいは部品はどうだというふうなことになりますから、それぞれのその処理の実態に応じて実際に扱う人が変わってくるわけでありまして、基本的にはその枠組みを、何か今回の新しい自動車リサイクル法案によってフロン回収・破壊法の基本的な趣旨を非常に壊したというふうには私は判断はしておりません。

○五島委員 私も、今回のいわゆる自動車リサイクル法にこの第二種フロンを持っていくこと、そのことによってフロンの回収・破壊ができなくなるんではないかというところで申し上げているわけではございません。いわゆる金と物の分離というところの中において、この自動車リサイクル法というものが、先行していたフロンの対策というものが大きく後退するだろう、そのように言っているわけではないわけでございます。そういう意味で、環境大臣としては、まあフロンの処理が進むんだからいいんじゃないかとお考えかもしれません。

しかし、私の言っているのはそういうことではなくて、まさにこの法案が、拡大生産者責任に基づいて第二種フロンはやりやすよ、そしてこのフロンの回収・破壊の責任はメーカーにありますよ、メーカーはその費用をメーカー御自身の負担でやられてもいいし、あるいはユーザーにその費用を請求してもいい、そのためにフロン券のようないふふうな形の中でのフロン法というものができ上がった。ところが、今回の法律の中にはこうした拡大生産者責任というところを出発にした発想ではなくて、全ユーザーが、すなわち第一種フロンの場合と同じように、ユーザーそのものにこの責任をまずは求めます、費用も求めます、メーカーにその費用を求めるのではなくて、これによれば、特定法人が預かっているお金の中からその費用を出していきますというふうな内容に自動車リサイクル法はなっている。これは、やはりこの法律をつくったときの考え方との大きな相違点である。

したがって、もしこのような形でフロンの問題を新たにやり直すということであれば、これはどう考えたって、衆法でできた法律を変えるのに閣法でもってそれで強引に変えていくというのは、これは例がないんじゃないですか。もしこの自動車リサイクル法を通すのであれば、当然このフロン法についても、当委員会においてこれをそういう形で変えるということについての議論があつてしかるべきだというふうに考えます。

その辺につきましては、大臣は既に自動車リサイクル法を出されているという立場がございすので、これ以上大臣に質問しても仕方ないのかと思ひますが、私は委員長に申し上げたい。委員長に対して、この辺を、衆法として出して成立している、それとは明らかに理念の違った法律でもってこれが変えられようとしている、そのことに対して当委員会としてこれについてそのままでのいかどうか、理事会において十分御協議を願ひたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○大石委員長 五島議員のお話は、理事会で一応協議をさせていただきます。

○五島委員 さらに、この自動車リサイクル法では、新車の販売時、そして既販車については車検時にリサイクル費用を徴収し、公益法人が資金管理法人にしています。このところは現在、経済産業委員会が議論されているところでございますから、あえてそれについては触れませんが、

ところで、中古車として出されている車、新車が中古車として転売され、何回かの人をたどっていく中でこれが最終的に廃車となって、そしてこの法律に基づいて解体される場合は、リサイクル費用として、資金管理法人がそのお金を出すということになるものと理解しておりますが、その場合に、このリサイクルの費用は、一体、使用者全体が負担しているのか最終排出者が負担するのか、その辺が極めて不明確になっています。

中古車にこれが転売される場合は、このリサイクルの費用というものは、中古車を買った人がそのままその費用を売った人に払って、そして、中古車を使用する人がその費用を全部持つていて、最終使用者が全額その費用を負担するということになるのか、それとも、使用年限に応じてそれぞれが分担していく形になるのか、その辺はどうなっているのか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

今回の自動車のリサイクルに要する費用につきましては、原則は、新車販売時に、新車を購入される方々に御負担いただきます。

車は、先生御案内のように、中古市場がありますので、数回、転々流通するということが多ございます。そういう場合に、最初の車を買った方から中古車という形で譲り受けを受ける方々につきまして、私も、法律上は、譲り受けた者を、リサイクル料金を預託したものとなすという手当てをいたしております。

実際的には、リサイクル料金を払った車という

のは、識別できるように、ステッカーなりなんなり、そういう工夫というのをこれから考えていくと思うっておりますが、料金を負担した車だということになる状態にして、その譲渡を受ける方々に対しては、リサイクル料金を負担したものであるという評価のもとに譲り受けが行われるということでございますので、そういう形で、中古の市場の中で転々流通される場合においても、それを譲り受けて今度は御自分で車を利用される方々が、当初の、一等最初の方々が御負担いただいたリサイクル料金の中の相当の部分を御負担していただく、そういう形で譲り受けの価格というものが決定されていくというふうな考え方をしております。

○五島委員 相当の価格を譲り受けていくということは、例えば、当初このリサイクル費用を二万円として、新車のときに資金管理団体に払った、三年間乗って、だれか別の人にそれを売り渡した、さらにもう三年乗って、だれかに売り渡したというようになった場合に、リサイクル費用は、総額は最初から資金管理団体に入っているわけですが、それぞれが引き継ぎを受けていく段階において、このリサイクル費用というのは、どういふふうな形で、その人が使用するに当たってのリサイクル費用の分担分となっていくのか、お話しください。

○岡本政府参考人 今まさに先生御指摘になられましたように、今回の御提案申し上げているリサイクルの制度のもとで、メーカーごと、車種ごと、もっと言えば車ごとに、いつ、幾らのリサイクル料金を預託いただいたかということが全部把握できるようにしております。かつ、その料金というのは、資金管理法人の中のメーカーごとの口座に常時キープをされております。

そういう形で御負担いただいたリサイクルの料金負担済みという部分が、中古の市場で所有者が変わるという場合に、これはリサイクル料金をもう払っている車だから、したがって先々リサイクルに要する費用を徴収されることはない、そういう

う評価のものとして次の方に譲渡が行われている。そういう形で、リサイクル料金というものが、当事者間の、最後は全体の中古車本体の価格の評価というものと、それからリサイクル料金負担済みという両方の評価を合わせた、市場の中でマーケットの評価ということで価格は決まってくるかと思いますが、そういう取引実態の中で、リサイクル料金の分担というものが関係者の中で自然な形で行われていくものというふうに私ども考えているところでございます。

○五島委員 中古車の種類の中には、有価物として、中古車として海外に輸出される場合、あるいは車両のまま部品取り車として海外に出される場合、あるいは解体されて中古部品として海外に輸出される場合がございます。

この一番目と二番目の問題の場合、これは国内では全くリサイクルをしていないわけでございまして。その場合には、このリサイクル費用というのはどのように扱われるのでしょうか。

○岡本政府参考人 中古車として輸出されました場合には、およそリサイクルの作業というのは行われませんので、お預かりしたリサイクル料金の全額をお返しする、返還をするというふうに法律上規定しております。

それから、リサイクルの料金というのは大きく三本立てでございます。一つが、フロン回収・破壊費用、二つ目が、エアバッグの抜き取り、それから展開処理費用、三つ目が、シュレッダーダストの処理費用でございます。

今、五島先生おっしゃった二番目のケースというのは、いわゆる輸出という形で、自動車から使えるような部品あるいはかなりの金属類を取り出した後の、自動車のがらの状態で海外に輸出をするというケースでございます。今、これが年間数十万台あるというふうに業界の中では言われております。

がらの状態で輸出されたものについては、リサイクルの関係で申しますと、その後に控えておりますシュレッダーダストの処理の部分というのが

不要になりますので、その分が浮いてまいります。この部分については、私ども御提案申し上げている法案の中では、資金管理法人の剰余金として活用をさせていただく。ただし、その剰余金の使途というのは、法律の中で限定列挙をして、不法投棄、野積み対策、離島対策、それから、ユイザーに御負担いただくものを少しでも軽くし、将来のリサイクル料金を引き下げる、そういう用途を限定的に利用して、そういう形で剰余金として利用させていただくというふうに整理をさせていただいております。

がらの輸出というのは、今数十万台あると申しますのは、シュレッダーダストの処理の費用というものが、埋立処分費用が増高した結果、非常に高くなってきていますので、その部分をむしろ嫌って外に出す、そういう傾向があるのですけれども、リサイクル法ができ、シュレッダーダストの処理の部分についてもしっかりと費用の徴収、支払いの仕組みができますと、がら輸出というのは目に見えて減っていくことになりまして、すなわち、私ども、先ほど申しましたように、剰余金という形で、車のリサイクルに関連する事業に限って利用することとさせていただきます。だくべく、御提案申し上げているものでございます。

○五島委員 今のお話、二つあるわけですが、まず最初に、中古車を輸出する場合、お返しするというお話ですが、返されるのはどなたに返されるんですか。新車を持って、ワンオーナーでそのまゝ使って、そして輸出された場合には、その方に返す。それはよくわかる。しかし、それが中古に行き、そして、さらにはまた三段階の利用者があつた上で海外へ輸出される場合も当然あるわけですね。そのお金はどなたに返されるんですか。

○岡本政府参考人 輸出が行われる最後の段階の車の所有者でございます。

○五島委員 ということは、結果として、輸出された場合、すなわち国内でリサイクルに回されなかった場合は、最終使用者にそのお金を返すとい

うことになっている。言いかえれば、そのことは、このリサイクル費用は最終消費者が負担しているんだということと同様じゃないですか。もしその人が最終の負担者じゃなければ、そのお金を最終利用者に全額返すというのはいかしくない。最終利用者に全額返しているというのはいかしくない、言いかえれば、最終利用者が結果的には全額のリサイクル費用を負担しているということになるんだらうと思います。

そうすると、結論的に、リサイクルの費用というものは、車を直接に廃車をせずに中古の市場に売り飛ばして、売り飛ばすことによって、そのリサイクル費用を本人は回収できる。最終利用者がそれを全部負担しているという、非常に問題のある解決をとっているというふうに言わざるを得ないと思います。

それから、一方でそのような流れをつくっておきながら、もう一方においてがら輸出の問題、お話しございました。それによって浮いてくるお金は、自動車リサイクル全体の問題の別の目的で使うんだと。

これは、例えば今回のこの資金管理団体が徴収する費用というものが目的税として徴収されるということであれば、その目的税の範囲としての、この法案審議の段階では、そういう意見も当然あっても、そのこと自身は不思議でない。しかし、これは目的税ではないわけですね。目的税でないから、特定法人をつくって、つくっていいいますか、どこかの特定法人を利用してやろうとしている。しかし、あたかもそれを目的税であるかのように使う。だれがそれを判断するんですか。これだけのお金がかかっている、残っている、それを使うというのは、この特定法人の判断でやるんですか。それとも、そのほかのところがその判断をしてくれませんか。

結局、一つのシステムの中に二つの性格を全く整理しないまま突っ込んでしまっているということが言えるのではないかと思います。もし目的税ということであるなら、自動車税全体九兆円、

それにさらに一兆円の税金を取らないとできないのかなと。それであれば、別の方法でだて、既存の税金の中でだててできるね、だけれども、それで今まで不法廃棄された自動車もふえていくね、それをどうするのという問題に戻ってしまうわけですね。その辺、そういうあいまいに混乱したままこの法案はできているように思うわけですが、いかがでしょうか。

○岡本政府参考人 剰余金の額ということで、事例の性格上、正確に見込むのは難しいんですけども、私も想定しておりますのは、十億から、せいぜいそれを若干上回る数十億ということと考えておりまして、リサイクルのために実際に消費者の方々に御負担いただく既販車七千万台について、一万数千円というオーダーになっているかどうかと思うんですけども、一兆円ぐらいのオーダー、あるいは毎年に御負担いただく新車販売台数にリサイクル料金を乗じた額に比しまして、剰余金の額として見込まれているところは金額的にまず非常に限られたものでございます。

そういうものの扱いとして、私も御提案申し上げているのは、まさに剰余金として、しかしそれはいいかげんに使うということでは到底負担していただく国民の皆様への御理解がいただけませんので、法案の中にございますように、消費者代表、学識経験者から成る内部のチェック機関、外部監査、徹底した情報開示、そういう形でコントロールをする、それに加えて、剰余金の使途そのものは法律上限定列挙をする、そういう形にして、こういう使い方をやらせていただくというところでございまして、どうかというところで御提案申し上げているものでございます。

○五島委員 まさに、額からいえば最終ユーザーにこのリサイクルの費用をすべて押しつける。これは、自動車を利用した人たちが平等に負担するというところと論理の流れとして違う。そのところ非常に問題だと思いますが、残念ながら、この法案は経済産業委員会が審議されている内容で、当委員会には付託されておられません。したが

いまして、私もこの問題についてこれ以上議論することはやめます。

ただ、先ほども申しましたように、当委員会でも決定いたしました、そして全会派一致して通したフロン法、それと整合性の問題ということについては、ぜひ委員長に理事会の中においても十分諮っていただきたいというふうに思います。そこで、私は次の問題に移らせていただきたいと思ひます。

本年の四月の十日に、日本産業衛生学会、ここにおいて悪性中皮腫による死亡という問題が、今後二〇二九年までに五万八千八百人、二〇三九年には十万人に上るという推定結果が報告されました。この疾患は、この間年々ふえてきているわけですが、九五年から九九年の五年間の発症数は千三百三十六人でございまして、これからの急激にふえるかということを予測したものでございまして。

ただ、この研究発表というものがさまざまな検討をされているわけですが、詳しく見させていたできません。例えば、この数字が過大であると到底思えない。例えば、この分野の非常に有名な学者であります森永さんについて見ますと、彼の場合には、二〇二九年までに七万七千人、二〇三九年までは十二万人に上るだろうと書いてあります。また、外国の学者は、二〇二九年までに七万八千人、二〇三九年までには十四万六千人の悪性中皮腫による死亡が日本では出るだろうというふうな予測をしています。そういう意味では、産衛学会で非常に大きなニュースになり、朝日新聞や毎日新聞にも取り上げられた内容です。

言うまでもなく、この悪性胸膜中皮腫というのはアスベストの吸引によって発生するものでございまして。がんではないんですが、がんよりも転移もするし、臨床的にはがんと同じように扱われ、もっともきつい、ひどいと考えてもらって結構です。私もこの患者さんがかつて持ったことありますが、非常に悲惨なものでございまして。アスベストの吸引によってなぜこのように起

こってくるのか。我が国においては、アスベストの使用量は過去に比べて約半数に減ってきています。しかし、なおこれから急激にふえていくというこの具体的根拠は、かつてのようにアスベスト材をつくっている工場あるいはアスベスト材を非常に濃密に使っている中での作業ということを超えて、広く環境への露出というものを考え、そしてこの悪性胸膜中皮腫の発生までの時間というものを掛け合わせた場合に、こういう恐ろしい数字が出てくるわけでございます。

今、我が国に輸入されているアスベスト材、その九割は建築材、建材として利用されています。もちろん、アスベストの中には、かつては自動車のブレーキに使われて、東京なんかは非常にアスベストが多い、飛散アスベストが多いと言われていたわけですが、最近では、乗用車などではこのアスベスト材はもう使われなくなっています。しかし、一部のエレベーターとか重機、建築機等のブレーキにおいては、まだアスベスト以外の代替品を十分に安全に使うというところまで至っていないというのも現状でございまして、その九割までは建築材、これらについては完全にノンアスの代替用品が既に使われています。

そういう状況を考えれば、早急にアスベストの使用を禁止する、利用をもとめていく、国際的には、二〇〇五年の段階でアスベストをもう一切やめようという話が起こってきているわけでございますが、我が国も、この二〇〇五年というところを目標として、このアスベストの使用、とりわけ建材としてのアスベストの使用というものをやめるべきであると考えます。

それについても後で御意見を環境省からも伺いしたいと思ひますが、あわせて、今空中に、大気中に飛散しているアスベストの問題につきましても、やはり古い建物に、これは個人用住宅も含めてでございまして、アスベストがたぐさん使われています。建築基準法では、たしか台所回りなんかにはアスベストボードを使えということがあったと思いますが、そういうような個人住宅の

解体に際して、あるいは一九七五年前後までにつくられた多くのビルにおいては、耐火被覆として、鉄材をアスベストで被覆させているというふうなことが現在のビルの中でも存在しています。その中で仕事をあるいは生活する人への影響もさることながら、こうした建物を解体するに当たって、この飛散の問題というものは大変な問題になってまいります。

政務官は神戸の大地震のときに御経験になったと思いますが、あのときにも、どこがという理由なしにアスベスト建材が大量に一般的に使われている結果として、あの地震の後でアスベストの問題が非常に問題になったことは御記憶にあると思います。このアスベスト材の解体に際してどのような大気中の飛散を抑止するのかということ。そして、もう一つ大きいのは、こうしたアスベスト建材の処理でございます。

これは当然、管理型、安定型の処理が必要というところで、通常は埋設処理をされます。埋設処理以外には安全な処理の仕方がないというのが実態です。ところが、建材でございますので、埋設処理をするときに、そのまま埋設をして、土で被覆をして、また埋設をしていくということでもやりましますと、大変処理場のスペースを急激に使ってしまうということになりますので、多くの場合は、そうした建設廃材、他の廃材と一緒にクラッシュヤーにかけて粉々にして、そしてそれを埋設する、そしてその土を被覆するということを繰り返している、これが現状だと思えます。

そうしますと、その作業所の周辺だけでなく、アスベストの繊維は非常に軽うございますので、かなり広範囲にわたって飛散してしまうという問題が起ってきまします。この処理をどうするのかということ、このことについてお伺いしたいと思えます。

それに関連いたしまして、ぜひ、環境省からのそうした問題のお答えの前に、経済産業省の方からは、いわゆる建材関係の問題において、このアスベストの使用禁止という方向に対して、ノンア

スの方向に変えていくために二〇〇五年までには禁止していく、ノンアスに変えていくということについてお考えはないのかどうか。あるいは、国土交通省の方に対して、現在の建築基準法の中で、こういう環境への大変な問題をこれから配慮して、アスベストによる建築基準法での使用とすることは外していくということをお考えなのかどうか。経済産業省と国土交通省の方から、まずお伺いしたいと思います。

○岡本政府参考人 私ども、平成元年に当時の生活産業局長の私的諮問機関で排出抑制のマニュアルあるいはガイドラインというものををつくりまして以降、毎年各事業者から、取り組みを促すべく、ヒアリングを続けてまいっております。

そういう中で、製品別構成比で見ますと、建材でございますが、全体の石綿セメント製品を一〇〇とした場合に、一九九〇年では、いわゆる五％超の従来品の比率が六三％でございましたが、二〇〇〇年にはこれが四〇％に下がってまいっております。かわって低減化品、五％以下のもので代替品の割合が、九〇年の四〇％弱から近年では六〇％というふうの高まってきております。

今後に向けてさらなる取り組みを関係の事業者には促しております。二〇〇五年の見通しとしては、従来品は全体の中では一〇％程度にとどまって、低減化品なり、特に代替品が圧倒的に大きな部分を占めていくという方向にございます。

関係の事業者、大手の事業者は既に今年からそういうものの生産をやめるというふうなところも出てきておりまして、関係事業者におけるこうした取り組みを私どもも引き続き促してまいりたいと考えております。

○松野政府参考人 お答えいたします。

アスベストの建築材料の使用の問題でございますが、委員御存じのとおり、かつては吹きつけアスベストというものがございましたが、これにつきましては、昭和五十年に労働安全衛生法により

まして吹きつけ作業が禁止されております。また、アスベストのうちアモサイト、クロシドライトにつきましては、平成七年に労働安全衛生法によりまして製造等が禁止されております。

現在、建築物で一般的に使用されておりますアスベスト含有建材は、クリソタイルを使用したスレート板などの成形品でございます。これらのアスベスト成形品につきましては、アスベスト繊維がセメントなどで固められております。したがって、現時点では、通常の使用状態でアスベスト繊維が室内空气中に飛散して衛生上の支障を生じること示す十分な科学的知見は得られておりません。

しかしながら、近年、欧州を中心としてアスベストに対する規制が急速に強化されている状況については、私どもとしても注視しております。アスベストに関する新たな知見が得られた場合には、必要な対策を検討することとしてまいりたいと考えております。

○五島委員 スレート材にいたしましても、現実にはもうノンアスのスレートにほとんどかわっていている中で、二〇〇五年をめどにしてこのスレートもノンアス化していくことは当然考えられることだというふうに思っております。

そういう意味では、これから先これ以上大きな被害をふやしていく材料をまず根本から絶つという意味において、環境省、経済産業省、国土交通省あるいは厚生労働省との間において、この方向に向けての協議を四省でぜひ進めていただきたいと思えます。

そこで、環境省にお伺いするわけですが、経済産業省や国土省については、今までこうだった、これからはだんだん減っていくでしょう、あるいはとめてくれるかもしれない。しかし、大気中の飛散の問題については、今、ノンアスの建材は、ほとんどスレートだけですとおっしゃっているけれども、現在建っている建物の中にはアスベストボードがたくさん使われています。これはいずれ解体しなければいけません。解体した上

で、これを安全に廃棄する方法を考えないといけない。これ考えるのは環境省なんです。これは私も、どういうふうな技術的方法があるだろうか、大変難しいことだなと思えます。

かつて、五十年のとき、私も産業衛生学会の議員をしていただきましたけれども、そこで、作業する人について言えば、これは労働安全法で、送気マスクでやりなさい、すなわち潜水夫が付けているような、空気を外から送ってくる、それでやりなさいという形で、そこで大量暴露をすることを防ぐようなことは割とできるわけです。

ところが、大気への飛散をどういう形で防止できるのか。先ほどおっしゃっていたように、大型の建物の中での吹きつけのアスベストについては、これを飛散させないように固化して、それをはがし取ることによって袋詰め埋設するというところで、技術的にはできるようになってきています。

しかし、多くの建材として使われているもの、あるいは中小のビルの中においてそのような処置をしてまで解体することができないようなところについては、これは非常に環境への飛散が出てきますし、また、これを本当に、例えば私は海の埋立地の中へでもつけば一番安全なのかなと思うんだけれども、今の多くの建設廃材の埋立地の中に埋めていく。これをクラッシュヤーで壊せば壊すほど繊維が飛散するわけですから、大型の形のままで壊さずに埋め立てていくというふうなことをした場合に、この廃棄場は、埋立地はたちまちにして場所がなくなるんだらう。そうかといって、

ほかに方法がないなというふうに思うわけですが、この辺はどうお考えなのか、ぜひ環境省、お願いします。

○飯島政府参考人 委員御指摘の大気環境への石綿の飛散の防止対策でございますが、既に大気汚染防止法に基づきまして、吹きつけ石綿が使用されている建築物の解体作業につきまして、各種の規制措置を講じているところでございます。

さらに、これを実際に運用していく上で、マ

ニュアルを作成して、石綿の飛散防止が円滑に図られるよう努めているところでございます。

また、廃棄物の分野でございすけれども、飛散性の高い石綿を含む廃棄物につきましては、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物として、厳重な飛散防止対策及び処理を行っているところでございます。

また、非飛散性のものにつきましても、海外の使用規制や処理体系についての情報収集、また、我が国における処理の具体的な実態等の情報収集を行っているところでございます。

実際のその処理の方法でございすが、今委員から御指摘がありました、廃棄物処理法上は、溶融設備を用いて溶融する方法、これを推奨しております。また、委員御指摘のありましたように、直接埋立処分する場合におきましては、厳重な埋め立ての方法、これを処理基準で決めておりまして、現在のところ、廃棄物の処理処分としては、この基準に従って適正な処理が行われていると考えているところでございます。

○五島委員 現在、適正な処理が行われているかどうかは、対策部長自身が一番知っているはずだし、知っていないのならぜひ見に行つてほしいと思います。

いずれにいたしましても、このアスベストの問題というのは、使用されている範囲が一般化してしまひ過ぎたわけですね。ですから、これを中から、例えば個人の家の中でのボードがアスベスト材であつてどうか、それに応じた形で解体するということなどはできていません。また、その一つ一つを、そういう固化作業をして、溶融作業をして、そして処理していくということになりますと、解体費用が、大変なコストがかかってくるでしょう。

そういうことを考えた場合に、現実学会の中で、これだけの期間をとればそれぐらい出るだろうなと思われるような悪性胸膜中皮腫の発生というものが予測されている中で、アスベストによる中皮腫は決して胸膜だけではなくて、腹膜にも出

てきます。肺がんも起こります。そういうものを全部捨てて悪性胸膜中皮腫だけを取り出しているわけですから、極めて深刻な事態である。

この深刻な事態であるということをも十分理解いただいて、これについてのやはり対策というものについて環境省としては、他の省庁はそれでいいと言われても、環境の中に残るという問題については環境省が最後まで面倒を見ないという方がないわけですから、ぜひきちっとやっていただきたいとお願ひしておきたいと思ひます。

時間もなくなりましてしたので、最後に一問。いつも最後は短い時間になるんですが、PCB法についても一年間経過いたしました。このPCBの処理については、法的な対応が、対策についての法的な整備はできたわけですが、問題が、ではこれまでであったPCBがどのように保管されているかということでございます。

最近では、さまざまな自治体においても情報公開をするようになってまいりました。高知市の例を調べますと、高知市においても随分とPCBを含んだ機器が保管されているということが明らかになつていますが、これは、保管されているという建前になっていると考へた方がいひのだからと思ひます。例えば、高圧トランスが二十二基三事業所、高圧コンデンサーが六百十九基百四十五事業所、低圧コンデンサーが九百六十六基二十一事業所、安定器が二千二百七十八基二十一事業所、PCB二百八十八リッターというふうに、いろいろとまとまっていますが、並んでいます。

これを見てもみますと、高圧コンデンサーを一個から数個持っているところというのが実にたくさん名前が挙がっています。本当に管理しているのか。

医療機関なんかも、高圧コンデンサーを一基ぐらい持っているという医療機関が随分ある。親しいところに電話をかけて聞いてみて、あなたのところは高圧コンデンサーどうしているの、知らぬ、電気屋が持っていたのと違うかということるばかりですよ。だから、市の管理、市の名簿と

現実の保管とが整合されていない。

もっとひどいのは、もう既に十数年前、もう大方二十年近くなるんでしようかね、倒産した企業が、造船所その他が保管していることになっている。そのところは現在は駐車場になって、跡地はコンクリートで張られています。もちろん、別の持ち主に変わっています。だけれども、そういうふうな企業が保管していることになって出てきている。

PCBをどういうふうな処理するかということについてのせつかつの法律ができました。各自治体が持っている保管資料に基づいて、現状の保管状態の確認を早急にすべきである。その上で、恐らく、経営者自身がどこにあるか知らぬよと言ったりするようなものは、仮にその敷地の中にあるとしても、かなりやばい状態で保管されている可能性もある。そういうふうなものを、例えば焼却処分をするにしても、その処理ができるまでの間にいずれかの場所より安全な形で保管できるように対応すべきではないか。

今の保管状況を放置して、そして、コンデンサーその他が腐食してPCBが現在もなお流れ出す危険性があるということでは、PCB法をつくつた意味がございせん。そういう意味では、この保管状況を早急に現状をきちつと確認させ、その中で、保管状況がそれで問題ないことを確認されたところはいけれども、問題ありというところについては、この保管を、何らかの形で安全に保管できるような措置をとるべきだということに考へますが、環境省、どのように考へていらっしゃるか。

○飯島政府参考人 委員が御指摘になられましたように、PCB廃棄物の保管はこれまでずっと事業者において行われてきたわけですが、旧厚生省時代、平成五年、平成十年、それぞれ調査いたしますと、数%ずつ不明、紛失している。こういう現状を何とか打開しなければいけないということと、安全、適正な処理をしていこうということとで、昨年の通常国会におきましてPCB廃棄物の

特別措置法が制定されたわけでございまして、まさに委員の御指摘になったことに対応するための法律と考へております。

現在、この法律に基づきまして、PCB廃棄物の保管及び処理の状況の届け出、これが義務づけられて、さらに、十五年後の平成二十八年までに処分することが義務づけられたわけでございします。

PCB廃棄物の保管につきましては、これまで廃棄物処理法で保管事業者に対して適正な保管が義務づけられておりまして、各都道府県がその状況を把握、指導してきたところでございす。この特別措置法により、これからは事業者は、保管の数量、保管の状態、保管の場所など、保管、処分の状況について都道府県に毎年度届け出なければならぬことになっております。これにより、都道府県において保管状況を把握して、そして、不適切であればこれを改善させ、適正な保管を確保した上で処分をしていくわけでございす。お話をございしました倒産した企業についても、役員などに保管させるなど、責任を果たすよう求めるようお願いしているところでございす。

いずれにいたしましても、この保管の状況でございすが、高知市の例をお話なされましたが、現在、最初の年の届け出を集計中でございます。ほとんど、多くの都道府県から来ておりますが、まだ幾らか残っておりますので、今月末あるいは来月あたりには全体の状況が報告できると思ひます。

○五島委員 できたら、ぜひそれをまたお知らせいただきたいと思ひます。質問を終わります。どうもありがとうございました。

○大石委員長 樋高剛君。

○樋高委員 自由党の樋高剛でございます。きょうもお時間をいただきまして、ありがとうございました。まず冒頭、大臣にお伺いをさせていただきたい

のでありますけれども、今現在、実は防衛庁の方で大きな問題が起きております。いわゆる情報公開請求者の個人的なデータを含むリストを作成して回覧していたという事件が社会問題となっておりますけれども、環境省におきましてはそのようなことは決してない、同様のことは全くないと言いつてよろしくございましてよろしく。

○大木国務大臣 私、一般的なお話をまずその前に申し上げたいと思いますけれども、防衛庁の状況については、私も、よその省のことですから、どういふ状況であったのか、ただ既にいろいろと発表されておるところを見ますと、何か、初めはそんなことはないんだというのが後になってあるんだというふうなことです。非常に残念に思っておりますが、それはそれといたしまして、環境省の場合には、私の方で、防衛庁とは違う立場にあると思います。

私は、こういうことを言うとう誤解されるかもしれませんが、防衛庁は防衛庁としての、どこまで情報公開するかという御判断があると思ひますし、環境省の場合は環境省としての判断があると思ひます。幸いにと申しますか、私どもの方は、むしろ国民の方からもっとやれもっとやれというところでいろいろと叱咤激励されて言われておる方でございます。私の方で、政府というか、あるいは役所としてすぐに公開はできないというふうな情報非常に少ないと思ひますから、今まだすぐにはできておりませんとか、それから非常に細かいものをどんどん出せと言われれば、それはひとつ常識の範囲内というところは申し上げますけれども、そうでない限りは、何か環境省が非常に秘密にしておかなければいかぬので出せないというふうなことはないと思ひます。

そういうことで、一般的な御質問でございますけれども、できるだけこれからの情報公開については積極的に取り組むたいと思っております。
○樋高委員 大臣、お尋ねをしたことに対して答えてください。情報公開が多いとか少ないとかそういうことじゃなくて、よくお聞きになっていた

だいたいんですけれども、防衛庁では、情報公開、情報公開の請求をなさった方のリストをつくっていただんです。お名前を、そしてその方はどういふ方であるかというのをリストをつくらせて、LANを使ってそれを閲覧していただんです。こんなことが、環境省を私は信頼しているから申し上げておるわけでありまして、質問をごまかさないでいただきたい。そんなことは全くないですね。イエスカノーかでお答えいただけますか。
○大木国務大臣 そういふ御心配はしていただかないようにきちっといたします。

○樋高委員 きちつとするのは当たり前なんですけれども、大臣、環境省のトップとして管理責任が問われていると思ひますけれども、省内でこの事実関係の調査、確認はなさいましたでしょうか。

○大木国務大臣 いたしております。

○樋高委員 結果、どういふ結果だったのでしょうか。

○大木国務大臣 きちつと行われておるというふうには判断しております。

○樋高委員 きちつと行われているではなくて、そういうことはないと。きちつとリストをつくられているというふうにとられますよ、今の答弁は。そうではなくて、ちゃんと意味を理解して、大臣、ゆっくり、どうぞ御答弁いただけませんか。

○大木国務大臣 そういふ今防衛庁の方でいろいろと御批判をいただいているようなリストというものは一切ございません。

○樋高委員 もしこれで出てきたときには大変な問題になってしまいます。御信頼を申し上げているから、そんなことはないから私は申し上げておるわけでありまして、今後の推移を見守ってまいりたいと思ひます。

まず、きょうは環境保全基本法ということがありますけれども、いよいよワールドカップサッカーの大会が開催になります。きょうも日本の試合が埼玉であるようでありまして、今度の日曜日

は、私の地元であります横浜でもあります。実は、このワールドカップサッカーは私も思ひ入れがありまして、今から十一年前に、私、小沢一郎党首の自宅に住み込みをして、書生からスタートしたんですけれども、そのときに日本にワールドカップサッカーを招致しようということの議連の会長が小沢一郎現自民党党首だったんです、当時は自民党ですけれども、私もそのかわり取り組んできたものですから、今は議員という立場でありますので、今ワールドカップサッカーを成功させるために、いわゆるテロ対策、フリーガン対策は大丈夫か、また、先般、厚労委員会では、坂口厚生労働大臣には、万に備えて救急医療体制は大丈夫かということをおただして、議員としても成功に向けて取り組んでまいりました。

また、一市民としても、今度の日曜日は、日本対ロシアの試合、九日の日曜日の夜八時から始まりますけれども、私は、会場内じゃなくて会場の外でいわゆるボランティアの一人として案内誘導係というのをやって、成功に向けて力を尽くしていきたいということをやっておりますけれども、環境省として、このワールドカップサッカー成功に向けての施策は、何について取り組んで、そして具体的にどのような成果を上げられたんですか。

○大木国務大臣 今回のワールドカップサッカーにつきましては、日本政府といたしまして、総理以下それぞれの各省におきまして、自分の分担でできることはできるだけ前向きに頑張るといふようなことで、環境省としても、環境に優しいワールドカップサッカーということで、例えば、主として関係の自治体がいふところという環境に優しい大会ということで努力をしておられますから、それに対していろいろな意味での御指導をしたりあるいは御意見を述べたりというふうなことで、例えば、スタジアムへの太陽光発電施設の設置とか、これは埼玉県でやってもらいますし、あるいは芝生用、トイレ用に雨水を利用して

おられる、これは横浜等々でやってもらいます。それから、もっとわかりやすい、要するにサッカー場の周りのごみがふえないようにということ、余りごみがふえないように、例えば、恐らく多くの会場ではよその飲食物の持ち込みなどは禁止しておりますから、あるいはそのあたりでもごみの分別をしてきちつとすると、そういうことで、非常に細かいことでありますけれども、そういったものを総合的に積み重ねて、ひとつきれいなサッカーが行われるようにということで努力をしております。

また、そういうことを一生懸命、できるだけきれいな、環境にも優しい大会をやりたいというふうなことで、私どものいろいろなホームページとかそういうふうなことで、ある程度のPRもやっております。

○樋高委員 環境に優しい大会は大いに結構なんですけれども、そうじゃなくて、私が言いたいのは、政府の方針として、二十一世紀は世界の中で環境問題でリーダーシップをとるということを方向性として打ち出しているわけですか。

これは全世界から三十二カ国の国が集まって試合をするわけです。オリンピック以上に全世界の視聴者は多いわけです。延べ人数はオリンピックをはるかに上回る三百数十億人と言われております。この大会によって、日本は環境問題に一生懸命取り組んでいるんだよ、もしくは環境先進国なんだよということを全世界にアピールするいい機会なわけです。いいチャンスなんですね。ですから、その部分でどうなのかということをおし上げたいわけでありまして。

次に進みますけれども、このワールドカップサッカーの大会、日本全国十カ所で行われますけれども、横浜においては実は今大きな問題が起きております。

これは地元紙なんです、神奈川新聞、二日前の日曜日の新聞の一面に書かれているのですけれども、要は、これは環境省としての対策が甘かったということ指摘せざるを得ない問題なんです

が、横浜でも、ワールドカップサッカーの試合を控えて、放置車両が撤去されないということで大きな社会問題になっているわけだ。

横浜国際総合競技場の入り口から二百メートルしか離れていないところ、車は十年ほど前から放置されていた。発見されたのはことしの四月になつてから。なおかつ、発見が遅かった上、そこに居住をしているホームレスの方が、自分の所有で住居として使用しているということを主張したために撤去ができない。またこれは、例えばフリーガンなんかの問題で、放火されたりとか、こういった大きな問題にもなりかねないわけであります。

これは、一事が万事でありまして、横浜であるということとはほかでもあるんじゃないかというふうに私は思うのでありますけれども、本日に、試合はもう始まっておりまうけれども、こういったことに對して、同様のことが私は日本全国十会場で懸念をされるわけでありまう。

不法投棄等のいわゆる廃棄物行政を所掌するものが環境省の立場でありますけれども、緊急措置としてどのように手を打たれるおつもりでしょうか。

○大木国務大臣 これは、新聞にそういう情報があるということは私も読みましたし、一体どうなっているんだらうというように、いろいろと横浜の方にもお聞きしておりますけれども、今お話があったように、大体現状は委員も御存じだ。

例えば、ホームレスの人が使っている古い車とかそんなものもあるようなので、これは一体廃棄物かと、理屈を言いますと、法律論をやり出しますと切りがないのですが、一体これは廃棄物なのか何なのか、まだちゃんと使えるものじゃないか、しかも人間がそれを使っているということになりますと、廃棄物ということだけで処理することは何かまだなかなか難しい、法律論だけ言いますとそういうことになりまうが、しかし、せつかくワールドサッカーをやっているところで、そ

う非常に汚れたものがあるというのはあれです。ですから、これは環境省ばかりじゃなくて、現場で横浜も、あるいは人が入っておられるところですから警察ということになるのか市当局となるのか、その辺は関係者でよく見ていかなきゃいかぬわけですから、本日に廃棄物の状態になつてくれば、これはまた取り扱わなきゃいけませんし、今おっしゃつたように、横浜でこういうことがあつたらよその方ではどうだというようなことがありますから、それはまたひとつきつと、そういうことがあれば、それについてどういうことができるか考えてまいりたいと思ひます。

ただ、今、廃棄物だからすぐにやれとおっしゃいますと、なかなか現実には手が届かないところがあるんじゃないかというふうに私もは考えております。御存じのとおり、私も、すぐに横浜へ、あるいはよその市へどんどん人を出して片づけてくるというだけの力というか人力もないわけですから、そこらへんはやはり地方自治体と御相談しながら事態の收拾に努力したいというふうに考えております。

○樋高委員 大臣、おっしゃっていることはよくわかります。しかし、廃棄物じゃないから、もしくはそれと認定されていないからといって放置していいものではないのです、これは。

やはり環境省というのは、全部の省庁を、上か下かというそういう議論ではなくて、みんなを監督する、横をつなぐ、むしろ積極的にそういうところに出ていって物事を解決する。要するに、前向きに、何でもアクティブに行動していくというのが環境省であつてほしいという私の思いもあります。ですから、こういう質問をあえて申し上げているのですけれども、やはり縦割りのすき間もしくは法律のすき間の部分なのかもしれませんけれども、こういうときこそ国家が一丸となつて、全世界からお客さんがいらっしゃるわけですから、しっかりと主導的立場、リーダーシップを発揮していただいて対策を講じていただきたいというふうに思ひます。

きょうは、自動車リサイクル法につきましてだしていきなさいと思ひます。

指定法人について入りたいと思ひますけれども、自動車一台ごとに資金管理をする資金管理法の資金管理コストと運営費、いわゆる経費という部分でありますけれども、私は先般、経済産業委員会でも二回議論させていただいてあります。その中で、この経費はやはり相当なものになる。情報管理、金銭の管理、どのようにそれを捻出されるのか、経費について。

また、リサイクル料金の中の数%という答弁が出ておりました。つまり、一円の場合、数%、五%と換算して約千円です。いわゆる経費には千円以上かけないということでもよろしうございませう。

○奥谷大臣政務官 資金管理法における預託金の管理に要する費用につきましては、その安全確実な管理が預託者である自動車ユーザーの利益に資することを踏まえまして、自動車ユーザーに費用負担を求めることができると整理したところでございます。

また、関係者の共通インフラであるという性格に照らし合せて、資金管理法のシステム構築など立ち上げに向けて必要なコスト等については、自動車ユーザーが負担するリサイクル料金とは別に、自動車リサイクルシステムにおいて中心的な役割を果たす自動車メーカー等に協力をいただくこととしております。

ユーザーに負担いただく資金管理コストがリサイクル料金の何%になるかにつきましては、リサイクル料金等がまだ未定である現時点におきましては正確な推計は困難であると思ひますけれども、やはり数%になるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、電算システムによる省力化やアウトソーシングの積極的活用などを通じて資金管理法の効率的な運営を促しまして、全体としてのコストの最小化を図られるよう、主務官庁として適切に監督してまいる所存でございます。

ます。

○樋高委員 この指定法人につきまして、私思ひますに、やはり徹底した情報公開、そしてコストの軽減というものが前提条件にあるというふうな思ひますけれども、それでは、この捻出された資金管理や運営の経費、だれがどのような方法でチェックをしていくのか。情報公開をして、支払ったユーザーに対して、具体的にどのように説明責任、アカウンタビリティを果たすおつもりでしょうか。

○奥谷大臣政務官 この資金管理法の運営につきましては、透明性あるいは公正性というものが最も重要視されると認識をいたしておりますが、本法案の中でも、資金の運用方法についての制限をいたしております。それは、国債とか信託銀行への信託等でございますが、また、資金管理人が業務規程あるいは事業計画、事業報告書を作成したときは必ず公表するように義務づけをいたしまして、透明性や公開性を図っておるところでございます。

また、学識経験者や一般消費者の代表を委員とする資金管理業務諮問委員会を設けて、外部の目によるチェックが働くようにしております。これら、他の指定法人に比べまして特段の規定を設けておるところでございます。

また、資金管理法の業務規程を主務大臣、経産大臣と環境大臣でございませうが、として認可するに当たっては、公認会計士等による外部監査の実施を前提とするほか、管理するリサイクル料金に係る会計の資金状況について年複数公開をするなど、法律の規定外の事項につきましても、業務、財務の透明性、公開性を高める取り組みを行うべきと考えております。

いずれにいたしましても、政府、自動車関連業界が力を合せて、国民に対しての御理解をいただくべく体制整備に努めてまいりたいと思ひます。

○樋高委員 ここでちょっと視点を換えたいと思ひます。

大臣にお伺いいたしますけれども、指定法人とはちょっと別の話なんですが、このリサイクル料金を仮に新車で購入するときに納めなかった場合、どのような罰則が与えられるのでしょうか。

○大木国務大臣 まず、幾ら納めるかというのは、これは各メーカーさんの方で、自分でいろいろと判断して納めていただくということになっていきます。そこまではそういうことになっているんですが、納めないということについては……。

○樋高委員 大臣、しっかりと、こんな基本的なことですから答えられるようにしておいてください。

要するに、払わなくても購入ができるのかという問題なんです。結構身近な人から言われますよ。大臣がそのことに答えられなくては、この議論以前の問題じゃないですか。いかがですか。

○大木国務大臣 ちょっと恐縮でございますが、その払わないというのは車を買うときの話ですよ。そうすると、普通の場合であれば、メーカーさんという会社さんが幾らということ、それはそういう今のコストに入れて幾らというわけですね。それを払わないというのは、その部分をおれは払わないと言ったときのどうするかということでしょうか。ちょっと確認させていただきます、済みません。

○樋高委員 委員長、時間をとめてください。

○大石委員長 ちょっと時間をとめてください。

では、時間を進めてください。

大木大臣。

○大木国務大臣 払わないということのそういう行為が、どういう形で払わないと言うかということになりますから、この部分には払わないと言ったことで自動車が仮に買えたと言ったとします。買えたとしても、道路運送上の、要するに自動車の登録ができない、こういうことになりますので、非常に不便が生ずるということになるので、恐らくみんな払うんじゃないかと思えますけれども、それでも払わないというときにはどうするか。ちょっと私も今どういう、今の、要するに自動

車の登録ができない、できないままで自動車を持っているという場合に、いろいろと差し支わりの出てくるんじゃないかと思うんですが、ちょっと私も、私としてはそういうふうには判断していませんので、それ以上の、法律上の説明はそういうことで済むわけでありませうけれども、もし現実にそういう場合にどういことが考えられるかにつままして、これはちょっと、あるいは今後それは検討しなきゃいけないと思いますけれども、今のところは払わないということは想定していないというふうに申し上げます。

○樋高委員 もちろん払ってもらわなくちゃ困るんですけども、もし払われない方が出てきたときには、それはただ単なる展示物になるのかということをお願いしたいんですよ。それは利用できるのかできないのか、いかがでしょうか。

○大木国務大臣 展示物というのはどこへ展示するかとなりますが、恐らく、自動車屋さんから自分のうちまでは持っていくけれども、それから以後、毎日自動車は使えない、こういうことになるんじゃないかと思えます。

○樋高委員 大臣、質問通告していないことで突然お伺いして申しわけなかったんですけども、でも、こういうことを私も聞かれてわからなかったんで答えたから、私も調べたからなんです。要するに、この法律は、最初、前提条件として、納めるということが当たり前だということの中で回転していくわけですね。新法の場合は、新しい法律の場合は、やはりこういうものも考慮を考えて、ありとあらゆることを想定して考えていかなくちゃいけないよという意味でちょっと申し上げた次第であります。

話をもうとに戻します。指定法人についてであります。指定法人には、資金管理、マニフェスト情報の管理などでそれなりの人員が必要になってくる。具体的にどの程度の規模になるというふう

に想定をされておりますでしょうか。

○奥谷大臣政務官 この各指定法人の人数の規模につきましては、各指定法人の業務の詳細につい

て検討をしていく中で決まってくるものと考えております。現時点においては確定的なものはありませんけれども、これも最大でもそれぞれ数十人規模になるんじゃないかと思っております。

いづれにいたしましても、省力化に努めまして、スリム化、コストの最小化が図れるように努力を怠りませんと考えております。

○樋高委員 一番最初購入したときに、車種ごとに、この車はちゃんとリサイクル料金を払ったよということ登録する。つまり、最初販売するものが新車の場合はディーラーさん、もしくは中古車販売店さん、そこでどのような協力を新たに具体的にお願いする方針か。今、その自動車ディーラーさんとか中古車販売業者さんがすごく心配しているのは、じゃ、具体的に何をやってたらいのかということですか。心配なさっておいでなんですか。特に、パソコンを整備なさっていらっしゃらない、あるいはパソコンを使われない方々、特に解体業者の方々が多いいんだけれども、どのような方法で情報をスピーディーに集約するのかとお考えなのか、お伺いいたします。

○奥谷大臣政務官 ディーラー等には、本法案の引取業者としての登録を受けていただくことによりまして、積極的に本制度に参加をしていただくたいと考えております。

引取業者として登録をされまして、使用済自動車の引き取り及び引き渡しを行っていただくことになるほか、使用済自動車を引き取る際の預託確認、電子マニフェストによる移動報告等を行っていただくこととなります。

また、マニフェスト制度につきましては、既に類似の制度として産業廃棄物管理票制度が運用されております。また、我が国社会のIT化によりまして、八割以上の事業者がパソコンを保有いたしておりまして、また、仮にオンラインによる報告に対応できない業者につきましても、電子化のための手数料を支払えば書面による報告が可能ることから、本制度は円滑に運用されると考えております。

さらに、今後、本法案の施行までの間に、本制度の円滑な運用が可能となるように、所要のシステム構築に最大限の努力を怠りません所存でございます。

○樋高委員 大臣にこの指定法人について伺いますけれども、いわゆる電子管理票、マニフェスト制度を導入する、電子化であります。それはもう大いに結構なことだとは思いますが、いわゆる膨大な情報量、約七千万台以上、七千四百万台とも言われておりますけれども、膨大な情報処理が必要となる。

一元的に情報管理するとしておりますけれども、具体的にどのような体制で、さっきは人数的には数十人、そして、コスト的には例えば数％ということでありましたけれども、いわゆる複雑な流通経路の過程で逐一の所有者の登録から始まって、またフロンの回収業者、解体業者、破砕業者、最後の焼却・埋立業者などのいわゆる煩雑な工程、一台一台追及をしていかななくちゃいけない。本当にそれをチェックし切れるのかということについてお尋ねをいたします。

○大木国務大臣 今後いろいろと詰める問題はあると思えますけれども、引き取り、引き渡しの情報を一元的に管理するというところで、情報管理センターは、当然オンラインシステムというもので報告を集めて、これをコンピュータシステムの中心に入れて、情報の集中管理を行うということになると思えます。

それで、人間がどれだけ要るかとか、お金がどれだけ要るかということですが、これは正直申し上げまして、今後さらに検討する必要があるということ、現在、幾らということもきっちり申し上げられませんが、あえて規模を予測しますと、電算システムによる省力化とかアウトソーシングの積極的な活用というふうなことで、比較的規模の小さいものになることを期待しておるわけでありまして、組織のスリム化、コストの最小化というふうなことを最大限に努力し

て、先ほど申し上げましたように、人数では数十人ということをお先ほど既に申し上げておりますけれども、その数十人が仕事をできる程度のコストというものがまた当然予想されるということことで、ちょっとお金の方は、幾らとまでは申し上げられませんが、失礼いたします。

○樋高委員 一台一台しっかりチェックできるかということでも申し上げたんですけれども、また私、経済産業委員会の方でも出番をいただいておりますので、そちらの方でも詰めてまいりたいと思います。私もずっと気になっているんですけれども、これは剰余金を不法投棄対策、野積み対策、離島対策、環境対策として、非常に立派なこのように思えるんですけれども、これは剰余金が多かった場合、どうするんですか。

○大木国務大臣 剰余金があれば、その剰余金を使つての新しいことというのはできないわけでありまして、従来のおりのいろいろな現行の法律でできることを順番にやって、できるものはリサイクルにしろ何にしろやっていく、こういうことになるのではないかと思います。

○樋高委員 そうであるならば、この剰余金を使つて環境対策をやるということをおんな簡単に言わないでいただきたい。

要するに、十年先のことでありますから、本当に何があるかわかりません。物すごい余るかもしれない。ではそれをみんなどうやって使おうかといつてうれしき悲鳴を上げながら悩むこともあるかもしれませんし、そうじゃなくて、本当にこういうグローバルな激変の世界の流れの中で、全然剰余金が出ない場合もあるんです。そこまで考えると、ここで一生懸命環境対策をやっているように思えますけれども、実態として、なかった場合に、今の大臣の御答弁にもありましたように、環境対策は行われないんですよ、この法律は。私は、すごい盲点だと思います。

もちろん、旧来のほかの環境行政によって、不法投棄対策、またほかの役所も含めて、やれるのはそれはもちろんしっかりやっていただかなく

ちゃいけないんですけれども、やはりこういったこともきちっと詰めていかなければいけないというふうに思います。

きょうは、若輩でありますけれども、いろいろな意見を申しましたけれども、このリサイクル、いわゆる自動車リサイクルをするというのはむしろ遅過ぎたんじゃないかというふうには思っています。別にしても、循環型社会の構築を目指して、委員の先生方と一緒にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○大石委員長 藤木洋子さん。

○藤木委員 きょうは時間が残りございませんので、自動車リサイクル法案の提出が迫られたものになっておりますシュレッダーダスト問題と有害物質の汚染対策に絞って、政府の対応について伺いたいと思います。

そこで、鉄リサイクル工業会の調査によりますと、シュレッダーダストの処理単価は、一九九六年、九七年当時、一トン当たり一万六千円だったそうでございますけれども、これが二〇〇〇年になりますと一トン当たり二万四千円に急騰しております。最近、埼玉のメタルリサイクル業者に伺いましたら、一トン当たり今は三万四千円というところとです。反対に、スクラップの売り値は、九七年当時が一トン当たり一万六千円を超えていたものが、二〇〇〇年には一トン当たり九千五百円に急落しております。

このシュレッダーダストの処理単価の高騰というのは、九〇年に香川県の豊島で、大量のシュレッダーダストを含む産業廃棄物の不法投棄が鉛などで環境汚染を引き起こし、安定型処分場に埋められていたシュレッダーダストから鉛などの有害化学物質が検出されたのを契機にして、九五年四月からは管理型処分場の処分が義務づけられることになったからでした。それまでも逼迫していた管理型処分場にさらに拍車をかけて、シュレッダーダストも含めて、この処理費用が高騰するということになってきたわけですね。

そこで大臣に伺うわけですが、今度の自動車リサイクル法案の提出が迫られたのは、私が考えますに、豊島の産業廃棄物の不法投棄事件が起こったあつたときに、自動車製造事業者等に対するシュレッダーダストの規制、有害物質の使用規制、こういった措置をとっていただければ、ここまで大変なことにはならなかったのではないかと今思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○大木国務大臣 まず、自動車という商品をどういうふうに分けられているかということですが、これも、シュレッダーダストが発生しない自動車は、なかなかこれは言うはやくて簡単にはできません。自動車というものは、まず他の廃棄物と比較しますと高い率のリサイクルがなされておる。自動車全体の七五％ぐらいは、たしか一応何らかの形でリサイクルされる。

そういうことになりましたと、あと残ったものがシュレッダーダストの対象になる、こういうことになるかと思ひますけれども、このシュレッダーダストの処分につきましては、生活環境保全上の支障を防止するための必要な措置ということで、平成七年だと思ひますが、安定型産業廃棄物としての埋立処分が禁止されたということで、管理型処分場への処分を義務づけられているということでありまして、管理型処分場が実はなかなかいっぱいになっておりますから、そこら辺のところの問題はあるわけですが、今回の新しいリサイクル法によりましてシュレッダーダストのリサイクルが進むということになれば、管理型処分場への埋め立ても減少するであろうというところとで、処分場の満杯というような情勢はかなり実質的に緩和されていくのではないかと、解決してくるのではないかと今思ひます。

○藤木委員 何か比べて自動車のリサイクル率が高いという御答弁をされましたけれども、しかし私は、国の自動車リサイクル対策がおくれているということとは否めないということを申し上げたいと思ひますし、では、製造事業者がリサイクル責任を十分果たしたかということ、これも果たしてこなかったかということとは明らかです。

ところが、今度の法案なんですけれども、自動車の購入者である消費者がこのシステムの運用に必要なすべての経費を負担するんですけれども、自動車メーカー等は再資源化の経費を全く負担しないので自動車の製造等を継続できるということになっております。単に引き取り義務を課せよということではないと思ひますね。引き取り義務を課すことで、製品廃棄物のリサイクル・適正処分義務を自動車メーカー等に課すということが重要だと私は思ひます。

ですから、拡大生産者責任を取り入れたといひながら、実際は全く異質な、従来型の排出者と処理業者の責任でリサイクルをさせるというものにはかなりません。特に、鉄スクラップ価格の低迷とシュレッダーダストを埋め立てる管理型処分場の逼迫で、シュレッダーダストの処理が廃車リサイクルの工程の中で一番の隘路になっているという現状を、自動車所有者の負担でシュレッダーダストの処理費用を確保するということが、シュレッダーダストの焼却促進で減容化するということになっているわけですね。

ですから、自動車メーカー等には、環境に影響を与えないためにシュレッダーダストを削減するという動機づけが全く働かない、そういう仕組みになっているのではないですか。これは経済産業省に伺いたいと思ひます。

○岡本政府参考人 自動車メーカーは、シュレッダーダストの削減に向けて、私ども今回御提案しております仕組みの中で、リサイクルの料金というものは各メーカーが独自に決めていく。メーカーは、御案内のように大変熾烈な競争の中にありますので、リサイクルの料金という、いかにリサイクルしやすい車を開発したかという一つの指標かと思ひますが、その引き下げに向けて懸命に競争が行われるということをお私ども期待いたしております。

その点と、それから法律の中で、拡大生産者責任の環境として、リサイクルしやすいような車の設計あるいは部品、素材の選択、そういったことについても自動車メーカー等の責務として明定をさせていただいておきますし、さらに、解体工程に入ってからリサイクルしやすいような、そういうものをつくるようにということも、情報の開示の点ですが、そういうこともあわせて規定をさせていただいておきます。

○藤木委員　しかし、実際に製造事業者等自身が痛みを感じる費用負担というのは全くないわけですね。預かったお金の中から出ていくという仕組みでありまして、自分の腹を痛めるということにはなりません。ですから、設計・生産段階からの削減効果は私は余り起こらないというふうに思いますが、本来でしたら、自動車メーカー等がシュレッダーダストを無償で引き取るだけではなくて、処理費用を負担する、そのことで処理コストを下げようということが働くわけですから、設計・生産段階からの削減効果を研究していくという効果が上がると思うわけですね。

そこで、中央環境審議会の廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会中間報告では、「シュレッダーダストは、製造事業者等が原材料の選択、設計等を行った自動車の破砕残さであり、製造事業者等は、その性状を熟知していることから、より効率的な排出抑制・減量化・リサイクルの実施が可能である。」として、新車に関する費用負担方法について、メーカー等が費用を販売価格に含めることによって確保し、メーカー等がみずから費用を保管管理する方法も示しております。これは、メーカー等が費用の徴収、管理について中心的役割を果たし、費用負担の内部化によって、設計・生産段階からシュレッダーダストの削減にインセンティブを与えるというものだったと思うのです。

ですから、拡大生産者責任を取り入れたというのであれば、製造業者等にシュレッダーダストを削減するという動機づけをするような費用負担の仕組みにすべきだと思いますが、こちらは環境省にお答えをいただきたいと思えます。

○飯島政府参考人　ただいま中央環境審議会での議論の経緯についてのお話がありましたけれども、中央環境審議会の自動車リサイクル専門委員会の中間報告におきましては二つの案が示されておりまして、一つは本法案における仕組みでございまして、自動車の販売価格とは別に、メーカーが別に設定したリサイクル料金をユーザーから資金管理法に預託させるわけですが、もう一つの方法といたしまして、今委員が御指摘になりましたように、メーカーが直接費用を管理する案も示されておりました。

ただ、この場合には、自動車メーカー、自動車製造業者等とされておりまして、メーカーや輸入業者が倒産や解散した場合に、リサイクルに必要な資金が滅失してしまうという問題が一つございまして、また、もう一つの問題といたしまして、自動車メーカー、輸入業者がユーザーから收受したリサイクル料金は、自動車メーカー、輸入業者の当年度の収益になってしまいますので、法人税が課税される、その結果ユーザー負担が増加する、こういった問題が指摘されておりました。

この二つの案につきましては、パブリックコメントを求めて意見をお聞きしたんですが、ほとんどが今度の案を支持されたということもございまして、最終的には、リサイクル部会で議論をいたした上で、この外部預託方式を採用すべきとされたところでございます。

○藤木委員　結局、二つの選択肢があったわけですが、私は、新車購入時にリサイクル料金を資金管理法に納入するという今回の仕組みというのでは、何らかの削減の動機づけにはならないというふうに思います。

次に、自動車のリサイクルは、現状でも部品や素材として七〇％から八五％はリサイクルされておまして、廃車のリサイクル率を向上させるためには、残りの二〇％ないしは二五％と言われるシュレッダーダストをどれだけ減らすか、減らせ

るのか、ここにかかっているわけです。

経済産業省も、九七年の使用済み自動車リサイクル・インシアティブで、「シュレッダーダストの減量化、自動車のリサイクル率の向上を図ることにより、埋立処分量の削減を図る必要がある。」このように述べております。そして、二〇〇二年までに埋立処分されるシュレッダーダストの容積を九六年の五分の三に、二〇一五年までに五分の一にするという数値目標を示しております。また、シュレッダーダストのマテリアルリサイクルとして、ウレタン、繊維を防音材等に利用するとしております。

そこで経済産業省に伺いますが、実際に二〇〇二年までに埋立処分されるシュレッダーダストの容積が九六年の五分の三になっているのか、シュレッダーダストのマテリアルリサイクルとして、ウレタン、繊維を防音材等にどれだけの量か利用されているのか、お答えをいただきたいと思えます。これは、実証実験とかモデル計算ではなくて、実質的な量でお答えをいただきたいと思えます。

○岡本政府参考人　九七年に、今先生御指摘の自動車リサイクル・インシアティブというのを定めただけですが、その前年、九六年のリサイクル率は七五％、したがって、ダストが二五％ぐらいでございました。

今、直近ではもう八〇％を上回るリサイクル率になっておりまして、当面、私ども、八五％を近い将来達成するということを目指して関係の事業者の方々に御努力いただいておりますが、八五％にリサイクル率が向上するのは近いと思っております。そうなりますと、ダストの量は一五％に減りますので、五分の三ということで、今御指摘のようなどころまで減っていくことになるうかと思えます。これは近いと思っております。

それから、先生もう一つ御指摘の、金属材料だけではなくて、防音材用の素材とする取り組みというの、今、豊田メタルという会社で行われているので、今、同社では、月三百トン程度生産

されておまして、自動車メーカーの複数車種において、ダッシュボードとかフロアサイレンサーなんか採用されているところでございます。

○藤木委員　実際にはその実数についてお答えがいただけなかったというふうに思います。ところが二〇〇二年ですから、本当に計画どおりになったかどうかということについてはお答えがいただけませんでした。

確かに、実証実験で容積が五分の一になったという例は聞いておりますし、私も存じ上げておりますけれども、それで埋立量が半分になったということではないわけですね。マテリアルリサイクルも大幅に促進されたというわけではないんです、今の数では。

ところが、今度の法案には、自動車リサイクルでの再使用・リサイクル率と再使用・再生利用率などの数値目標や履行を義務づけることは規定されておられません。ドイツの廃車両法案などでは、製造事業者等、メーカー等に対しては、遅くとも二〇〇六年一月までに、少なくとも八五％の再使用及びリサイクル、また少なくとも八〇％の再使用及び再生利用の数値義務が課せられております。

また、リサイクル事業者、これに対しては、二〇〇六年一月までに部品、物質、走行用液体の取り外ししない除去及び再使用、二次使用もしくはマテリアルリサイクル率を少なくとも平均一〇％とするとされておまして、さらにシュレッダー業者に対しては、二〇〇六年一月までにリサイクル率を二五％にするとしております。これはいずれも重量ベースです。

がです。

〔委員長退席、奥田委員長代理着席〕

○岡本政府参考人 私ども目指しております自動車のリサイクルの数量的な目標というのは、ドイツに比べても決して遜色のないものだと考えております。

リサイクル率全体でいいますと、二〇一五年に九五％のリサイクル率を目指すというのをインシニアティブの段階で既に決めておりますが、これを参考にしながら、環境省とも相談しながら、私ども数値的なリサイクルの目標というのは定めていこうと思っております。

それから、マテリアルリサイクルについて、ドイツなりあるいはEU指令の場合に、五％とか一〇％のサマルリサイクルというのを許容するという目標になっているわけですが、そういったことを勘案しますと、EU指令なりドイツにおいて目指しているリサイクルというものに比べて、私ども決して、我々が今目指そうとしているところは劣るところはない、そういう目標を目指してこれから具体的な、定量的な基準というのを定めていこうと思っております。

それから、解体事業者の方々の具体的な基準をどうするかというのは、これは法律に基づきます再資源化の基準ということでこれから定めていくということになるかと思えます。この点につきまして、我が国の実情に応じた実効的なリサイクル制度を構築するというのが大きな考え方かと思えますが、解体業者や破砕業者の方々についても、例えばバッテリーやタイヤを取り外してしっかりとリサイクルを行う者に引き渡していただくというようなことを義務づけるべく、具体的な基準というのを準備をしていきたいと考えております。

一言だけ、ドイツの場合に、認定解体事業者ということで大変細かい基準をつくってやっているというところがありますが、この世界では、いわゆるハードランディング、そういう指摘も一方ではあるところがございますので、私どもも、今せ

かく解体事業者の方々あるいは破砕業者の方々、業としておやりになっている方々が一つのインフラを形成しておりますので、その社会的なインフラというのを大事にしながら、事業の存続も可能、しかし、しっかりとリサイクル処理をしていただくような、そういう方向で基準というものをごこれから鋭意検討していきたいと考えております。

○藤木委員 いろいろおっしゃいましたけれども、結局、自動車メーカー等の責任というのは非常にあいまいです。マテリアルリサイクルなどが促進していいのも明らかで、横浜のリサイクル工場で日産の関係者から伺いましたけれども、新型車の設計・製造段階からリサイクルを考慮して車づくりはしている、そうおっしゃっていました。しかし、マテリアルリサイクルをしているのはほんのモデルカーだけでございました。新車には一切使っていない、まだそういうようなコストでできるような状況ではない、こう言っておられました。

しかし、今度の法案では、製造業者等が引き取ったシュレッダーダストは、先ほども言われましたけれども、焼却で熱回収をカウントするリサイクル基準、つまりサマルリサイクルについては決めるけれども、シュレッダーダストの発生それ自体を削減することを義務づけてはいないわけですね。実際、私も埼玉の解体業者やシュレッダー業者に伺いますと、現在排出される二五ないしは三〇％のシュレッダーダストからさらに金属くずなどを回収するにはコストがかかり過ぎるので、とても減量はできないということでした。ですから、製造事業者等の責任でシュレッダーダストを削減する自動車の設計・製造が求められているということが言えると思えます。

一方、大都市のサマルリサイクルは、温室効果ガスであるCO₂の大量排出や、ヒートアイランドの原因となる熱放出、そしてダイオキシシン類等の有害物質の生成、排出での環境汚染を引き起こします。ですから、今度の法案は、根本的なリ

サイクル率の向上を意図したものではないということが言えると思うんですね。それだけではなくて、大規模なサマルリサイクルで新たな環境汚染を引き起こしますから、これはマテリアルリサイクルこそ促進しなければならぬというふうに思うのですが、大臣、どうですか。

○大木国務大臣 先ほども岡本局長の方からも話がございますけれども、とにかく自動車のリサイクル率というのは今七五％、仮にその辺からスタートするとしても、間もなく九五％へ向かってということで努力をしておるわけでございますから、まずそれが基本で、その中でまたどういう追加的なリサイクルということでございますが、サマルリサイクル、マテリアルリサイクル、いろいろございますけれども、循環型社会形成推進基本法という現行の基本法がございますけれども、ここでも、マテリアルリサイクルがサマルリサイクルよりも優先順位が高い、まずはマテリアルリサイクルを考へる、こういう書き方になっておりますから、その趣旨に沿ってメーカーさんにもまたひとつ努力してもらうように、私の方も関係各省とも協力しながら、そういうふうにご指導してまいりたいと考えております。

〔奥田委員長代理退席、委員長着席〕

○藤木委員 さらに、製造業者等が引き取ったシュレッダーダストの再資源化というのは、みずからは実施しないわけです。シュレッダーダストの再資源化の技術を持っている大手企業に結局委託するということになっておりますね。現在、シュレッダーダストの再資源化に取り組んでいる企業は十二社と伺っておりますけれども、日本鋼管だとか川崎製鉄などのプラントメーカー、つまり製鉄や金属製錬の大手企業です。ほとんどの企業が実用化しているか、あるいはもうその直前にあると言われております。

この自動車リサイクル法が施行される二、三年後には、実証も終わって事業開始可能になるだろうと私は考えているわけですが、そうしますと、消費者が負担する処理費用でシュレッダーダスト

の供給が確保されることになりますから、これらの大企業の新たなビジネスチャンスをつくり出すための法律だということになるんじゃないですか。経済産業省、いかがですか。

○岡本政府参考人 現在、シュレッダーダストのリサイクルを行っているのは、神奈川県におけるヤマナカとかあるいは青森の青南商事のような、いわゆる廃棄物処理業者あるいはシュレッダー業者の方々がやっています。ケース、あるいは小名浜製鉄のように製鉄業者がやっています。ケース、それから豊田メタルのように自動車メーカーが技術開発とあわせながらリサイクル処理をやっているというケースがございます。鉄鋼メーカーは、高温処理の技術は持っておりますのでその準備はいたしておりますが、今現在まだできておりません。

それから、自動車メーカーは、豊田メタルのように、みずから技術開発をして、マテリアルを含めたより高度のリサイクル処理をするという、そういう技術開発なり体制の準備もやっておりますし、それから、ダストを伴わない、シュレッダーダストの中からワイヤハネの部分をでありますとかあるいは塩ビを含んだような部分をできる限り取り除いて、それをプレスして、例えば電炉工程でダストにすることなしに処理するような、そういう取り組みも実は準備をいたしているところがございます。先ほど申し上げました九五％のリサイクル率、それもマテリアルをできるだけ優先に、それから同時にコストをやはり考えながらやっていくということで、自動車メーカーあるいはリサイクルに関連する広範な事業者がそれぞれ立場で努力をいたしているところでございます。

○藤木委員 今、豊田の例を述べられましたけれども、私も日産の方を見てまいりました。確かに技術開発をやっていますよ。やっています、それはできるんだ、実証プラントでやって、できた、しかしコストが合わないからうちではやれない、これはもうシュレッダーダストの業者に流します

よ、うちではやりません、こう言っておられましたが、メーカーが引き合わないものをやらせるわけです。結局、こういうことになるんじゃないですか。日本鋼管、川崎製鉄、住原製作所、タクマ、日立金属、東芝、今すぐに自分の炉を使ってできるこういうところへ流れていくわけですよ。

ですから、日産系列の横浜のリサイクル業者も、シュレッダーダストの直接溶融炉の実証プラントをやってみたくても、コストが高過ぎてできない。だから結局、製造事業者はプラントメーカーあるいは製鉄、金属製錬の大手企業に任せて、自分はやらないうことなんですよね。

次に、経済産業省は、九七年の使用済み自動車リサイクル・インシアティブで、有害物質の使用量を削減するために、「鉛等の有害物質の使用量の削減を図るとともに、使用済み自動車の処理プロセスの中でその適切な除去を図る必要がある。」このように述べております。そして、有害物質の使用削減として、二〇〇〇年末に新型車鉛使用量を九六年の二分の一に、二〇〇五年末に三分の一に削減する、こういう数値目標を示しております。

そこで、二〇〇〇年末に新型車鉛使用量を九六年の二分の一にするという目標は、どこまで削減をしているのでしょうか。また、鉛以外の重金属の削減はどこまで減らしているのでしょうか。これも、モデル計算ではなくて、実際の使用量の減量でお答えをいただきたいと思いますが、経済産業省、いかがですか。

○岡本政府参考人 平成九年の自動車リサイクル・インシアティブで定量目標として掲げました、平成十二年度に平成八年度の二分の一のレベルに削減するという目標は、一年前倒しで目標を達成いたしました。その後も順調に進んでおりまして、現在、さらに二〇〇五年末までには三分の一のレベルまで削減すべく、関係事業者は取り組んでいるところでございます。

鉛以外の有害な重金属に関しては、黄色塗料の脱カドミウム化とか、防錆コーティングにお

ける六価クロムの使用量削減等が実現されるなど、自動車メーカーによる使用量の削減が自主的に推進されつつございます。

自動車メーカーによるこうした環境負荷物質削減に関する自主行動計画で、鉛に加えて、水銀、カドミ、六価クロムも対象として、新たな削減目標を設定すべく準備も行われているところでございます。

私ももとしては、こうした業界の自主的取り組みを適切にフォローアップしながら、代替技術についての安全性、経済性の面からの十分な検討も含め、自動車メーカーによる有害物質削減の取り組みを引き続き促してまいりたいと考えております。

○藤本委員 実際の使用量の減量で答えていただきましたと私申し上げたんです。一年前倒しというのは、結局その四十八モデルで達成したということとじゃありませんか。まだ半分残っているわけですよ。鉛以外の重金属はもう全くとれていない状況です。

そこで、使用済み自動車のリサイクルの課題は有害物質使用量の削減だけではございません。適正処理の要請として、フロン回収・破壊、エアバッグの適正処理、バッテリーや蛍光管などの重金属を含む部品等の除去、燃料類、オイル類、それから冷却液などの除去がございます。

私も見てまいりましたけれども、例えばオイル類を一つとりましても、横浜のリサイクル工場はスラストカッター方式でガソリンを抜き取っているわけですが、これはもう強制吸引方式でLHCやエンジンオイルを抜き取っております。これはタンク内のガソリン残留がほとんどないということだそうなんです。

ところが、埼玉の解体・シュレッダー業者は、抜き取りの際に自然落下方式でコンクリートの床にばたばたとこぼれ落ちるというような状況でしたから、恐らくこれはタンク内の残留が多いのではないかというふうに思います。先ほどの参考人質問の中でも解体業者の方がそう述べておられま

した。ですから、事前選別の実態をよく把握して指導する必要があると思うんですね。

さらに、EU指令の事前選別では、バッテリー、LPGタンク、それから火工部品、廃オイル、燃料、LHC、水銀含有部品等というふうになっておりまして、オランダでは、バッテリー、廃オイル、LHC、ガラス等、十六品目となっております。

それでは、旧厚生省も「シュレッダー処理された自動車及び電気機械器具の事前選別ガイドライン」というのを策定しておりますけれども、このガイドラインは、自動車の事前選別実施状況についてEU並みの部品の量が選別され、シュレッダーダストへの混入防止になっているのかどうか、環境省にお尋ねをいたします。

○飯島政府参考人 御指摘の厚生省の事前選別ガイドラインでございすけれども、これは、シュレッダーダストの埋立処分に伴って生じる環境負荷を低減するために、技術的に実施可能なガイドラインを平成七年に取りまとめたものでございす。

今委員御指摘の二〇〇〇年に決定されたEU指令におきましても、廃自動車からの廃油の抜き取りや水銀等の含有部品の取り外しの事柄が定められておりますが、これと全く同レベルのものが既に平成七年に事前選別ガイドラインに定められていたところでございす。

さらに、先ほど経済産業省から御答弁ございましたように、自動車メーカーの自主的取り組みによりまして有害物質の使用量の削減が図られておりまして、黄色塗料の脱カドミウム化等がございす。

なお、実際にどうかということだと思っておりますが、今度のこの法案におきましては、有価であろうと逆有価であろうとすべて廃棄物とみなして、解体業者等につきましては許可制をしいておりますので、再資源化基準、これから検討いたしますけれども、すべて廃棄物処理法の規制と同等のものがかるということで、今申し上げましたような

ガイドラインを再資源化基準として整理していきたいというふうに思っているところでございす。

○藤本委員 バッテリーや燃料だけではなくお話しにならないですね。やはり品目についてきちんと指定しないだめだと思いますよ。

もう時間がございせんので、大臣に申し上げておきたいというふうな思っておりますけれども、少なくともEUの廃車両指令では、先ほどの参考人質疑でも問題になったんですけれども、二〇〇三年の七月から規制されるのは、鉛、水銀、カドミウム、六価クロムなどの使用については禁止をするということがあるわけですが、こうしたことをやって実効ある規制措置を早急に取り入れなければ、豊島の産業廃棄物を不法投棄した事件の教訓を生かしたことはならないと思っております。

で、ぜひこの点は環境サイドから厳しくそういうレベルアップを図るために働いていただきたいということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大石委員長 金子哲夫君。
○金子(哲)委員 社会民主党・市民連合の金子でございます。

今藤本委員の質問にありました点、ちょうど同じようなことを考えておりましたので、続けて御質問させていただきたいと思っております。

今もお話しになっておりましたけれども、自動車の中に随分たくさん有害物質が含まれているわけですが、例えば鉛、水銀、カドミウムなどそうなんですが、今回対象にならなかったのは、改めてお聞きしたいと思っておりますが、どういう理由でこれらはこの法案の中では対象にならなかったのかをまず教えていただきたいと思っております。

○岡本政府参考人 鉛あるいは六価クロム、カドミ、そういったことについて、今、インシアティブそれから選別ガイドラインに基づいて、これにらんで業界の自主的な取り組みが進んでいまして、そのレベルというののもヨーロッパに比べても遜色のないレベルにございます。

それから、EU指令との関係では、これは先ほど原則禁止ということでしたが、実は除外の話合いが今EUと欧州の自動車メーカーそれから部品工業会との間で並行して行われているところでございまして、私ども、日本の自動車メーカーもその成り行きというのを見守りながら、日本においてもしっかりとした対応をやっていくべく今検討しているところでございます。

それから、今三品目の関係で、多分先生のお尋ねは、ここでシュレッダーダスト、エアバッグ、フロンという三品目以外に、例えばバッテリーでありますとかタイヤでありますとか、そういったものをまずは念頭に置いての御指摘かと思えます。

こういったものにつきましては、今、自動車の解体工程で出てくるのがおおむね二割から四分の一、残りの八割から四分の三というのが、タイヤであればガソリンスタンドあるいはタイヤの販売店が出てくる。そっちがメインでございまして、そっちとあわせまして、タイヤ業界が一つのネットワークをつくって、自主的なリサイクルの仕組みがございまして、そこで今タイヤについては八九%のリサイクル率、バッテリーについては、電池メーカーが最後は支え役をしてリサイクルのネットワークがあつて、こちらはほぼ一〇〇%のリサイクルができておりますものから、私ども、今度のリサイクル法のもとでは、省令で定めます再資源化基準としまして、解体事業者の方々にそういったリサイクルルートにしっかりと乗せてくださうということをお願いするべく、基準を定めていこうと考えているものでございます。

○金子(哲)委員 詳しく御説明いただきまして、ありがとうございます。

私が質問したのは、タイヤなどのこともですけれども、有害物質は結局環境汚染のもとになるという点から、特に環境省にお聞きをしたいんですけれども、未然防止ということが重要になってくると思うんです。企業の努力、自動車メーカーの使用量をこれから減らしていくということ

も大事ですけれども、現に使用されてきたわけですし、廃車になってくるものにはそれ以前のものがあるわけですから、その点でいうと、やはり環境汚染を未然に防いでいくという観点からは、有害物質についてその辺の論議は環境省としてはなかったのか、その辺をちょっとお聞きしたいんです。

○飯島政府参考人 本法案の中で要するに指定回収物品という用語がございまして、これは、自動車メーカーの引き取りの中で、フロン類とシュレッダーダストと指定回収物品ということで、指定回収物品については現在エアバッグを指定することを予定していると言っているわけですが、その他の部品等に関しまして、要件に該当するものがあれば追加を検討していくことになると思えます。これは制度的にはそうなっているところでございます。

それから、バッテリーに含まれる鉛等のそういう有害物質につきましては、今の整理では、従来から関係事業者における自主的な取り組みがインシティブ、ガイドライン等で行われておりますので、これを推奨していくという考え方に立っているところでございます。

○金子(哲)委員 重ねて伺いますけれども、家電リサイクルの法案ができたとき、特にテレビに、ブラウン管等に鉛が使われているということであつて、家電リサイクルの中では鉛の回収という点についても対象品目に挙がっているんじゃないかと思うんです。これは、聞いてみますと、私も社民党もこの点については強く言っている品目を入れたということを聞いておりますけれども、そうしてみますと、なぜ今度かというと、思いますが、ちょっと質問事項になかったんですけれども、テレビの回収で鉛の回収は一年間でどれぐらいの量になるんですか。わからなかったらいいです。

○飯島政府参考人 家電リサイクル法に基づく引き取りというのは昨年四月からで、現在、昨年度

分をまとめているところでございますが、手元はまだ鉛の量についての統計はございませんで、調査をさせていただきたいと思えます。

○金子(哲)委員 予測もできないですか。例えば、一台大体どれぐらいあるから、大体これぐらいの回収で、おおよそこれぐらいだということもわかりませんか。

それじゃ、次に移りますけれども、といいますのは、きょうたまたま午前中の参考人質疑の中で、自動車業界の方が自主行動計画というのを提出しなされて、この中で、自動車業界としても新車の鉛の使用量削減をやられるということで、今後減らしていきたいということ、つまりは、鉛の使用についてやはり重視をされているというふうには私に思えます。

そこにも明確に、環境負荷低減を図るために段階的に鉛使用量を削減しますということが書かれていて、追加の資料の四を見ますと、大体、一九九六年時点での平均的乗用車、千五百から二千ccクラスの鉛の使用量は総量が千八百五十グラムとなっているわけですね。一・八キロの鉛が使用されている。廃車になるのが年間大体四百万台だとしますと、一体どれぐらいになるんですか。私は計算ができないので、ちょっと伺いますけれども。

○岡本政府参考人 一・八キロ、丸めて二キロとしまして、毎年使用済みの車、ELVというのが出てまいりますのが約五百万台、百万台輸出でございまして、国内でリサイクルに回るのが四百万台ということになりますので、これを乗じたものということになるかと思えます。

○金子(哲)委員 それはどれぐらいになりますか。あなたは利口だから計算してもらいたいんですが。

一万トンぐらいになるんじゃないですか、その量は。私には、全体で一万トンぐらいの量というのが実際にはちょっと想像できないんですけれども、それはかなりの量ということじゃないでしょうか。それを自動車業界は重視して、半分に減ら

そう、三分の一に減らそうとされている。だけれども、現に今走っている、これから廃車になって回収しなければならぬ車の中には、今言われたように約二キロのものがある。総量でいえば一万トンぐらいになる、年間五百万台分といええ。家電のテレビで回収される量とこの量とは、一体どれぐらいの差があるかということなんです。

○岡本政府参考人 自動車用バッテリーはリサイクル率一〇〇%と申しましたが、これは、解体の工程で出てくるもの、それから、バッテリーの販売店、ガソリンスタンドで取りかえの際のバッテリー、スタンドとか整備工場とか、そういうところで取りかえられるバッテリー、両方を含めまして、回収業者の方々が鉛の精錬メーカーのところに全部持っていくまして再生鉛をつくって、その全量を今度は鉛の蓄電池メーカーがバッテリーにつくる。今やバージンの鉛の地金は使っていない。すべて再生地金でございまして。

したがって、自動車用のバッテリーというのは一〇〇%回収されて、精錬メーカー、それから鉛の蓄電池メーカーに戻って、そこで再生バッテリーとして使われているというのが今の状況でございまして。

○金子(哲)委員 このことだけ長く質問するわけじゃありませんけれども、今バッテリーの話を読みましたけれども、全体としての鉛の使用量の中に、じゃ、バッテリー部分は一体幾らぐらいかということ、これは資料を見ると、バッテリー部分を含んでいないようなことを書かれているんですよ、今の数量の中には。だから、そのほかのところをどうするかということを書いてあるわけ、だから全体としてそういうところを減らすと

言っているわけですよ、自動車業界は。

であれば、その減らさなきゃいけない部分に使われている鉛についても、回収していくということとは必要じゃないでしょうかということを書いてあるの、もともと、危険だ、環境負荷が大きいということ減らさなきゃいけないといって、か

なり重点的に、半分、三分の一に減らすまで努力をされるようなものが対象になぜならないのかなと。家電で一方ではできて、なぜなのかな。それは技術的な問題なのか。どういふことなのか、考え方の問題を聞いているんですよ。

○岡本政府参考人 先生の御指摘は、多分、指定引き取り品目三品目に追加をするということでお考えになられているかと思えます。

指定引き取り品目の追加ということは、先々必要になりました場合に政令で手当てをするということであり得るわけですが、ただ、その際にひとつ我々考えなきゃいけません要素としましては、やはり品目追加ということになりました場合には、それ以降、今度はリサイクルの料金というものが上がっていくことになってまいろうかと思えます。

したがって、そういうこともあわせ考えて、他方でそこまですなくても、今、例えば先ほどバッテリーの話を申し上げましたが、関係の事業者による自主的なリサイクルのシステムがあつて、そこに乗せれば十分回収・処理ができるというようなことであれば、そういったものを使ひながらやっていく。

それは、全体として、今度解体自動車のリサイクルが逆有償から有償の世界に戻ってくるわけでございますので、関係の事業者の方々にしっかりとした対応をお願いするということも十分にあり得ると思えます。ですから、そういう考え方のもとに、私も、今ここで制度をスタートするに当たっては、三品目でまずやらせていただきたいということでも御説明申し上げていこうと思います。

○金子(哲)委員 もうこの問題にこだわらせんけれども、ただ、そういう有害物質についても、もともと本来なら対象として考えておくべきだったのではないかと、三品目に限定するときに、なぜそれができなかったかというのを問うているわけであつて、家電リサイクルのときには鉛も対象に挙げられていながら、今度の自動車のときはそれが

挙げられなかったことがなぜかということを知りたいだけです。

それで、今の話ですと、次の質問もしたかったんですけども、この三品目以外は、結局これからはもう拡大できないんじゃないですか。途中から品目をふやすということは、三品目を予定してあらかじめ費用を徴収する、そういうことになっていると、途中からもしこれも入れた方がいいというようなことで拡大しようと思つても、このシステムではできないんですか。

私は、必要があつたときは拡大した方がいいと思うし、またそのときは、じゃ、費用の問題はどうなるかというのを聞いたんですけど、結局、この三品目も、今のお話を聞いていると、途中から品目をふやせば、最初にもつた費用の問題が出てくるからできない、これはこういうシステムになるんですか。それとも、どうやって改善できるんですか。ちょっとお伺いしたいと思えます。

○岡本政府参考人 品目追加をしました場合に、その追加したもののリサイクル義務というものの施行をいつからにするかというそれとの兼ね合いで、料金の問題ももちろん出てまいろうと思えますが、そういう時間を設定するということによつて、それから一定時期以降に出てくるものについて追加した部分を適用する、そういうやり方もあります。ですから、私も、今御提案しております制度のもとで、必要になってまいりました場合の追加の余地はあるというふうに考えております。

○金子(哲)委員 その話を聞いていますと、結局、費用負担のありようの問題が、今回、最初に取りうという方式になつて、そのこととの極めて矛盾みたいなことが出てくるわけであつて、途中から費用を取ろうということになれば、新しい品目をふやそうとすれば、その時点から廃車するものについてはすべて適用していくということが普通だと思ふんですけども、そうなりますと、今度、過渡的にやられるであろう最終車検が終わった後の車について、もうこれから車検を受けないものについての、今、現に新車でないものは車検時に費用を取るわけでしょう。最後の車検でもう車検を受けないというような場合の費用、それはどこで取るんですか。

○岡本政府参考人 引き取り業者に持ち込まれた段階で、引き取り業者の方々が、リサイクル費用の御負担を持ち込まれた方々にお断いをするということにする考えでございます。

○金子(哲)委員 ということになると、先ほどの説明でも、途中で品目がふえると、今の方式は、私は、最初の二年間ぐらいだ、最後の車検を受けて、次の車検までの間、短い、二年間です。うものは、一番長くても二年間だ、きょうから始まつたら、きょう以前に最後の車検を受けていた車というのは最大でも二年間だと思ふんですけれども、さっきのように、もし仮に追加するということになる、そのシステムを何とか適用しなきゃいけない可能性がありますか、そういう方式で、今のようにならば追加料金を取ることになる。

○岡本政府参考人 追加をしました場合に、その適用時期をどういふふう設定するかということにもかわつてまいろうかと思ひますが、今先生おっしゃつたような可能性というのは排除できないと思ひます。

○金子(哲)委員 もう次の質問に移りたいと思ひます。

今度のシステムというのは、ちょっと質問しておりませんが、環境大臣に改めてお断いをしたいんですけども、今度の新しい方式の中には拡大生産者責任の精神というのはどれぐらい入っているとお断ひでしょうか、その点をお断ひさせていただきます。

○大木国務大臣 先ほどほかの委員の御質問のときもお断ひしましたけれども、まずメーカーが、一番初期の段階でお断ひを集めて、責任を持つてそのお金で処理をしようということでありま

から、私は、その原則というものは崩れておるとは思つておりません。

○金子(哲)委員 いや、この方式には全くその精神というのはいないんじゃないでしょうか。形式としては、形としては、購入時点で費用負担をやるということですが、先ほどのずつとの流れ、いろいろな話を、説明も聞いて、委員会の論議を聞いてみても、最終的には、本来、最終処分者が費用負担すれば済むと同じことと、結局、ユーザーがすべての費用負担を負っているだけであつて、生産者側は何も、一つもその負担を受けているわけではなくて、しかも管理するお金も、そういう資金管理の別法人ができていくということになると、形式的な、見た目だけは拡大生産者責任のような形になっていて、そして実質上はその中身と精神は全くないということになっているんじゃないでしょうか。改めてお断ひします。

○岡本政府参考人 先生御案内のように、OECDにおける議論を見ても、拡大生産者責任というのは排出者負担というものと両立しないというものではございませんで、両者は両立し得るものかと考えております。

本法における自動車メーカーの拡大生産者責任の中身でございますが、例えて言いますと、シュレッダーダストの処理ということについて、これまで自動車メーカーは、それを自分の責任において処理するというような役割は実態的にも担っておりませんでした。今回、産廃で二年前から議論をしていく中で、実は、自動車メーカーがこのシュレッダーダストの処理の役割あるいはエアバッグの処理の役割というのを分担してもらつたというところについて大断ひをして、やつとこざ彼らにこの部分の役割を担っていただいたものでございます。

おっしゃる通りに、費用はユーザーの方々に御負担いただくことになっておりますけれども、彼らがシュレッダーダストの処理なら処理を彼らの法律上の役割として引き受けた以上は、そ

れの効率的なりサイクル処理、先ほどの御議論にありますように、先々リサイクル率は引き上げてまいりますので、それに十分たえ得るだけの技術の開発、それから車の設計なり部品選択、素材選択における工夫、それから新しいリサイクルプラントが足りなければいろいろなところを駆けずり回ってリサイクルプラントの増設をしてもらう、そういった一連の取り組みというのを彼らはやるということになりますので、それから、フロンの回収から、あるいは解体、破碎の関係の事業者の方々が廃車になって以降の作業がやりやすいような一連の情報開示、そういったことも法律の中に自動車メーカー等の責務として規定をしているところがございます。自動車メーカー等の拡大生産者責任という場合には、今の言ったような諸要素を総合的に勘案の上、御了解をいただければというふうに考えるものでございます。

○金子哲委員 よく説明していただきましたけれども、それは別に今回のシステムが効力を発揮して自動車メーカーがやる気を起こしたという問題じゃないんじゃないですか。しかも、今回、それであればこんな大きなお金を負担するような資金管理法などつくるようなシステムをつくる必要はなかったんじゃないですか。最後に消費者が何らかの形で、そういう資金を十年間も置くようなシステムをつくらなくても、そしてまたそのための費用負担までユーザーが受けなければならぬようなシステムをやらなくても、つまりはそのシュレッターダストとかそういうものに対する費用負担が明確になっておればいいわけで、今回のシステムというのは、その意味では、これだけ大型のものをつくった割には、この資金管理法をつくったということが何も自動車メーカーに対してそういうインセンティブは全然働かない。むしろユーザー側の方が負担を人件費負担から含めてしなきゃいけない、ましてまた必要ない負担も場合によればしなきゃいけないというようなシステムに結果としてはなっているんじゃないですか。

○岡本政府参考人 今回、ユーザーにリサイクルの費用を御負担していただく方式としまして、販売時あるいは施行後最初の車検時までというところで、あらかじめ料金をいただくということにいたしました。これは、審議会の議論の中でも非常にその意見は強うございましたし、自治体から不法投棄防止のためにぜひそういう方式をとるようという強い御要請もございました。さらには、先ほどのフロンの法律の議論の際にも、自動車リサイクルでは前払い方式をとるようという御議論もあったやに私も伺っておりまして、審議会にもその旨は御紹介を申し上げました。

そういう方式をとりましたことに伴って、最初、資金管理法という大きな仕組みを私も考えていたわけではなくて、メーカーがそれぞれ自分で収受して管理すればいいというふうに考えていたんですが、制度を組む過程で、メーカーと並んで、この義務者として、輸入業者というのも輸入車についてはやはり義務者になっていただかざるを得ません。その輸入業者というのは、並行輸入をやっているような方は千を超えて、非常に零細な方がいらっしゃると思います。で、例えば五年、十年たつうちに市場から退出する、あるいはその資金の減失というのを真剣に心配をする必要があるというところで、中にお金をプールするという方式をとるのは難しい。加えて、課税の問題として、メーカー等が収受した資金というのは法人税の課税所得にならざるを得ないということ、この問題を回避するためにも、やはり外に置くよりほかにということで、資金管理法というものの至った次第でございます。

この資金管理法のコストが大変ばらばらなものになるんじゃないかという御懸念が先ほどあったかと思いますが、先ほど大木大臣からも御答弁ございましたように、それぞれの法人、最大でもせいぜい数十人規模のものにし、かつ徹底したアウトソーシングなりコンピューターを使った効率的な業務処理をやるということで、これは経済産

業委員会でもお答えさせていただきましたが、リサイクルの料金に比べますと、こういった法人の管理コストというのは、せいぜい数%にとどまるというところを目指して、私も、極力効率的な仕組みというものを構築していこうと思っておりますし、あわせて、透明性あるいは情報の開示という点については、法案の中に規定をさせていただいているような各般の措置を用意しているところでございます。

○金子哲委員 ちょっと伺いたいと思いますが、すけれども、今度の法案で自動車重量税の還付制度というのが新たに設けられたわけですが、これによって、不法投棄の防止というのはどれぐらい効果があるとお考えでしょうか。

○岡本政府参考人 不法投棄の防止に相応の効果はあるかと思っておりますが、重量税還付の、実際のところどれぐらいになるかという点については、これまでの実績を見ますと、一台につき数千円というのが、五、六千円という意味の数千円という、その見当かと思っております。

それと不法投棄の防止に向けて大変大きなインセンティブにはなろうかと思いますが、逆に、このみで不法投棄の防止が十分だと言えるようなまでのウェイトは占めないかと思っております。

○金子哲委員 それじゃ、これは余り効果が無いわけですか、還付制度というのは。

○岡本政府参考人 先ほど申し上げましたように、相応の、あるいは相当の効果はあるというふうに私も考えております。

ただ、不法投棄防止の点をこの点のみに依存するというのはいかがかなというふうに考えているものでございます。

○金子哲委員 もう時間が大体終わりになりますので、最後に質問しておきたいんですけれども、先ほどの五島委員の質問の中で、新車購入時からの負担された費用の問題が、それは大体商いの常套手段で、いわばそれは大抵商取引の中で適当に分配をされて負担をしていくことになるだろうというふうな受けとめられることを聞いたんで

すけれども、それはどのように認識をされているんでしょうか。

そして、その上で、先ほど質問がありましたけれども、ただ、そのときであっても、輸出をされた車については一〇〇%最終処分者だけが受け取るということになるんでしょうか。どうもその矛盾、先ほどもお話を聞いていて、もうどうしても理解できない点があるんで、改めてお聞きしたいと思っております。

○岡本政府参考人 自動車中古の市場で転々流通するというのは、もう常日ごろあることでございますが、最初の方が新車を購入の際にリサイクル料金を負担して、負担した旨というものは、御当人もそのことをおっしゃるでしょうし、それから、流通ということを考えて、私ども、ステッカーなり何らかの表示する仕組みというのを考えようかと思っておりますが、いずれにしても、リサイクル料金を負担した、そういうものとして次の方々にそれなりの評価をいただいて譲り渡されるということになりますから、最初の方々はリサイクル料金を一義的に購入時に負担していただいておりますが、次の方々に今度はそのリサイクル料金を乗付けたものとして次の方に譲渡が行われているということでございますので、私ども、中古輸出がありました場合には、最後の所有者の方に返還をするということで整理をさせていただいていこうところでございます。

○金子哲委員 それはやはり費用が分担されているという考え方はないようにちょっと聞こえてきましたけれども、最後に一つだけお聞きをしたいと思っております。

資金管理法が資金運用を行うと思っております。かなり多額のお金が運用されると思っておりますけれども、これはもし万が一運用に失敗して欠損ができたときはだれが責任をとるんでしょうか。

○岡本政府参考人 資金管理法の資金の運用につきましては、法律に基づきまして、主務大臣が基準を示して指示をするということになるかと

思います。その中で、国債でありますとか地方債でありますとか、安全確実な、元本のしつかりとした保証があるというものをあくまでも軸にして運用するというようにして、ただ一方で、デリーに資金の出入りというのがございますから、それに必要な部分というのは、これは現金での預金という形の運用も必要最小限のものはどうしても出てまいらうと思っております。その点につきましては、いわゆるペイオフの問題もありますので、私も、資金管理人に対して、確実な資金運用先ということについて万全に注意を払ってまいりたいと思っております。

そのことによって、御指摘のような事態というのは本当に希有なケースということにとどめることが十分可能ではないかと考えております。

○金子(哲)委員 終わりますけれども、そんなことがたびたびあったら困るわけで、その希有なケースのとき、どなたが責任をおとりになるんですか。大臣がそれだけ指示をされて、所管官庁が指示をされてやられるんだしたら、最終的な責任は所管官庁にあるということですか。そこだけお聞きしたい。希有なケースで結構です。

○岡本政府参考人 所管の大臣は、監督上の責任はございしますが、一義的に、その資金の管理保全ということについては法人の理事者がその任に当たるといふのが筋かと思っております。おっしゃった意味、リーガルな意味における責任ということについては、法人の理事者の方々がまず一義的な責任を負担していただくということになるかと思っております。

○金子(哲)委員 時間になりましたので、終わります。ありがとうございました。

○大石委員長 次に、内閣提出、参議院送付、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。大木環境大臣。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○大木國務大臣 ただいま議題となりました鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。

鳥獣は、我が国の自然環境の重要な構成要素であるとともに、国民共有の財産であり、その保護と狩猟の適正化を図ることは、生物の多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展に欠くことのできないものであります。この目的を確保するため、鳥獣保護及び狩猟二関スル法律により、鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系への被害防止、猟具の使用による危険の防止を図っているところであります。

この法律案は、狩猟免許に係る障害者の欠格事項の見直し、水鳥の鉛中毒の防止、違法な鳥獣の捕獲等の防止、捕獲等をした後の報告等に関し、規定を整備するとともに、片仮名書きで文語体である鳥獣保護及び狩猟二関スル法律の条文を、平仮名書きの口語体に改めようとするものであります。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。

第一に、狩猟免許に係る障害者の欠格事項について、狩猟に伴う安全の確保に支障を来さないようにつつ、障害者の社会参加を不当に阻むことがないよう、必要な見直しを図ることいたします。

第二に、水鳥の鉛中毒被害の防止のため、水辺域における鉛製散弾の使用を制限する指定猟法禁止区域を設けることができることとするともに、生態系に重大な影響を及ぼす鳥獣の殺傷個体の放置を防止するための措置を講じます。

第三に、違法な鳥獣の捕獲等を防止するため、違法に捕獲した鳥獣の飼養の禁止等の措置を講じます。

第四に、鳥獣の生息状況を的確に把握するため、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者または狩猟者は、捕獲等をした鳥獣について必要な報告を行わなければならないことといたします。

第五に、手続の合理化を図る観点から、鳥獣の捕獲等について、この法律及び絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に基づく環境大臣の許可手続を調整する規定を置くことといたします。

このほか、国民にわかりやすい法律とするため、大正七年に制定された片仮名書きの文語体の条文を、平仮名書きの口語体の条文に改め、所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大石委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
鳥獣保護及び狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本指針等(第三条・第七条)
- 第三章 鳥獣保護事業の実施
 - 第一節 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制(第八条・第十八条)
 - 第二節 鳥獣の飼養、販売等の規制(第十九条・第二十七条)
- 第三節 鳥獣保護区(第二十八条・第三十三条)

第四節 休猟区(第三十四条)

第一章 狩猟の適正化

- 第一節 危険の予防(第三十五条・第三十八条)
- 第二節 狩猟免許(第三十九条・第五十四条)
- 第三節 狩猟者登録(第五十五条・第六十七条)

- 第四節 猟区(第六十八条・第七十四条)
- 第五章 雑則(第七十五条・第八十二条)
- 第六章 罰則(第八十三条・第八十八条)

- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「法定猟法」とは、銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ))をいう。以下同じ。、網又はわなであつて環境省令で定めるものを使用する猟法その他環境省令で定める猟法をいう。

3 この法律において「狩猟鳥獣」とは、その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)の対象となる鳥獣(鳥類のひなを除く。)であつて、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

4 この法律において「狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うことをいう。

5 この法律において「狩猟期間」とは、毎年十月十五日(北海道にあっては、毎年九月十五日)から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。

6 環境大臣は、第三項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 基本指針等

(基本指針)

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護を図るための事業(第三十五条第一項に規定する銃猟禁止区域及び銃猟制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護事業」という。)を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項
二 次条第一項に規定する鳥獣保護事業計画において同条第二項第一号の鳥獣保護事業計画の計画期間を定めるに当たって遵守すべき基準その他当該鳥獣保護事業計画の作成に関する事項
三 その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(鳥獣保護事業計画)

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当

該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護事業計画」という。)を定めるものとする。

2 鳥獣保護事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鳥獣保護事業計画の計画期間
二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護地区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項
三 鳥獣の人工増殖(人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。)及び放鳥獣(鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。)に関する事項

四 第九条第一項の許可(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。)に関する事項
五 第三十五条第一項に規定する銃猟禁止区域及び銃猟制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項
六 第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画を作成する場合においては、その作成に関する事項

七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項
九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

3 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に報告しなければならない。

ならない。

(鳥獣保護事業計画の達成の推進)

第五条 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画の達成に必要な措置を講ずるものとする。

(国の援助)

第六条 国は、都道府県知事が、鳥獣保護事業計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(特定鳥獣保護管理計画)

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「特定鳥獣」という。)の保護のための管理(以下「保護管理」という。)に関する計画(以下「特定鳥獣保護管理計画」という。)を定めることができる。

2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定鳥獣の種類
二 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
三 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
四 特定鳥獣の保護管理の目標
五 特定鳥獣の数の調整に関する事項
六 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
七 その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項

3 特定鳥獣保護管理計画は、鳥獣保護事業計画に適合したものでなければならない。

4 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとする場合において、次に掲げるときは、あらかじめ、環境大臣

に協議しなければならない。

一 その特定鳥獣が特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣(以下「希少鳥獣」という。)であるとき。

二 第二項第三号に掲げる区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護地区があるとき。

6 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体と協議しなければならない。

7 第四条第三項及び第四項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。

第三章 鳥獣保護事業の実施

第一節 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止)
第八条 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等(採取又は損傷をいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。

二 第十一条第一項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。

三 第十三条第一項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等しようとする者は、次に掲げる場合においては環境大臣の許可を受けなければならない。

一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護地区の区域内において鳥獣の

捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。 二 希少鳥類の捕獲等又は希少鳥類のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥類の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥類の捕獲等をするとき。 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。 一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。 二 捕獲等又は採取等によって鳥類の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。) 三 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。 四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。 5 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、鳥類の保護、生態系の保護又は住民の安全の確保及び指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。 6 環境大臣又は都道府県知事は、特定鳥類保護管理計画が定められた場合において、当該特定鳥類保護管理計画に係る特定鳥類について第一項の許可をしようとするときは、当該特定鳥類	保護管理計画の達成に資することとなるよう適切な配慮をするものとする。 7 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。 8 第一項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。 9 第一項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第七項の許可証(以下単に「許可証」という。若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。))を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。 10 第一項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等又は採取等をするときは、許可証又は従事者証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。 11 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、許可証又は従事者証(第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証若しくは従事者証)を、環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。 一 次条第二項の規定により許可が取り消されたとき。 二 第八十七条の規定により許可が失効したとき。 三 第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。	四 第九項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を発見し、又は回復したとき。 12 第一項の許可を受けた者は、第四項の規定により定められた許可の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その許可に係る捕獲等又は採取等の結果を環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。 13 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係る第一項の鳥類の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、同法第十条第一項の許可を受けたとき、又は同法第五十四条第二項の規定により国の機関が環境大臣に協議をしたとき若しくは地方公共団体が環境大臣に協議しその同意を得たときは、第一項の許可(環境大臣に係るものに限る。)を受けることを要しない。 (許可に係る措置命令等) 第十条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して許可を受けないで鳥類の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第五項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥類を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 一 鳥類の保護のため必要があると認めるとき。 二 生態系の保護のため必要があると認めるとき。 三 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。 2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるとき	は、その許可を取り消すことができる。 (狩猟鳥類の捕獲等) 第十二条 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、第二十八条第一項に規定する鳥類保護区、第三十四条第一項に規定する休猟区その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域(以下「狩猟可能区域」という。)において、狩猟期間(次項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第一項の規定により延長されている場合はその期間とする。)内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、狩猟鳥類の捕獲等を行うことができる。 一 次条、第十四条から第十七条まで及び次章第一節から第三節までの規定に従って狩猟をするとき。 二 次条、第十四条から第十七条まで、第三十六条及び第三十七条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥類の捕獲等をするとき。 イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥類の捕獲等 ロ 垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩猟鳥類の捕獲等 2 環境大臣は、狩猟鳥類(鳥類(狩猟鳥類のうち鳥類に限る。))のひなを含む。以下「対象狩猟鳥類」という。)の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等をする期間を限定することができる。 3 第三條第三項の規定は、前項の規定による狩猟期間の限定について準用する。 (対象狩猟鳥類の捕獲等の禁止又は制限) 第十二条 環境大臣は国際的又は全国的な対象狩猟鳥類の保護の見地から、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥類がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。 一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥類の捕獲等を禁止すること。
--	---	--	--

二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。 三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等を行うことを禁止すること。 2 都道府県知事は、地域の対象狩猟鳥獣の保護の見地から、特に保護を図る必要があると認められる対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限を行うことができる。 3 都道府県知事は、前項の禁止又は制限をし、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣に届け出なければならない。 4 第九条第一項の許可を受けた者又は従事者は、第一項又は第二項の規定による禁止又は制限にかかわらず、当該許可に係る捕獲等を行うことができる。 5 第二項第六項の規定は第一項の規定による禁止又は制限について、第四条第三項及び第七条第四項の規定は第二項の規定による禁止又は制限について準用する。 (環境省令で定める鳥獣の捕獲等) 第十三条 農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣若しくは鳥類の卵であって環境省令で定めるものは、第九条第一項の規定にかかわらず、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けずに、環境省令で定めるところにより、捕獲等又は採取等を行うことができる。 2 第三条第三項の規定は、前項の環境省令について準用する。 (特定鳥獣に係る特例) 第十四条 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第一条第二項の規定により限定されている場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、その狩猟期間の範囲内で、当該特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。	とができる。 2 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、その都道府県の区域内で、環境大臣が当該特定鳥獣に関し行う第十二条第一項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除することができる。 3 第四条第三項、第七条第四項及び第十二条第三項の規定は第一項の規定による期間の延長及び前項の規定による禁止又は制限の解除について、同条第四項の規定は前項の規定による禁止又は制限の解除について準用する。 (指定猟法禁止区域) 第十五条 環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法(以下「指定猟法」という。)を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等を行うことを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定することができる。 一 環境大臣にあっては、全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域 二 都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な当該都道府県内の区域であって前号の区域以外の区域 2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨並びにその名称、区域及び存続期間を公示しなければならない。 3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。 4 指定猟法禁止区域内においては、指定猟法により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて当該許可に係る捕獲等を行う場合は、この限りでない。 5 環境大臣又は都道府県知事は、第十一項において準用する第九条第二項の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしななければならない。 一 指定猟法による捕獲等によって鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。 二 指定猟法による捕獲等によって生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。 6 環境大臣又は都道府県知事は、第四項の許可をする場合において、鳥獣の保護又は生態系の保護のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。 7 第四項の許可を受けた者は、その者が第十一項において読み替えて準用する第九条第七項の指定猟法許可証(以下単に「指定猟法許可証」という。)を亡失し、又は指定猟法許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、指定猟法許可証の再交付を受けることができる。 8 第四項の許可を受けた者は、指定猟法により鳥獣の捕獲等をするときは、指定猟法許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。 9 第四項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、指定猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した指定猟法許可証)を、環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。 一 第十一項の規定により読み替えて準用する第十条第二項の規定により許可が取り消されたとき。 二 第十一項の規定により準用する第九条第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。 三 第七項の規定により指定猟法許可証の再交付を受けた後において亡失した指定猟法許可証を発見し、又は回復したとき。	いて準用する第九条第二項の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしななければならない。 一 指定猟法による捕獲等によって鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。 二 指定猟法による捕獲等によって生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。 6 環境大臣又は都道府県知事は、第四項の許可をする場合において、鳥獣の保護又は生態系の保護のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。 7 第四項の許可を受けた者は、その者が第十一項において読み替えて準用する第九条第七項の指定猟法許可証(以下単に「指定猟法許可証」という。)を亡失し、又は指定猟法許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、指定猟法許可証の再交付を受けることができる。 8 第四項の許可を受けた者は、指定猟法により鳥獣の捕獲等をするときは、指定猟法許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。 9 第四項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、指定猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した指定猟法許可証)を、環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。 一 第十一項の規定により読み替えて準用する第十条第二項の規定により許可が取り消されたとき。 二 第十一項の規定により準用する第九条第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。 三 第七項の規定により指定猟法許可証の再交付を受けた後において亡失した指定猟法許可証を発見し、又は回復したとき。	10 環境大臣又は都道府県知事は、第四項の規定に違反し、又は第六項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 一 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 二 生態系の保護のため必要があると認めるとき。 11 第九条第二項、第四項及び第七項の規定は第四項の許可について、第十条第二項の規定は第四項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第九条第七項中「許可証」とあるのは「指定猟法許可証」と、第十条第二項中「前項各号」とあるのは「第十五条第十項各号」と読み替えるものとする。 12 第一項の規定により都道府県知事が指定する指定猟法禁止区域の全部又は一部について同項の規定により環境大臣が指定する指定猟法禁止区域が指定されたときは、当該都道府県知事が指定する当該指定猟法禁止区域は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その指定が解除され、又は環境大臣が指定する当該指定猟法禁止区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。 13 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。 (使用禁止猟具の所持規制) 第十六条 第十二条第一項第三号に規定する猟法に使用される猟具であって環境省令で定めるもの(以下この条において「使用禁止猟具」という。)は、鳥獣の捕獲等の目的で所持してはならない。ただし、第九条第一項の許可を受けた者又は従事者が、当該許可に係る使用禁止猟具を用いて当該許可に係る捕獲等を行う目的で所持する場合は、この限りでない。
---	---	---	--

2 使用禁止猟具は、販売し、又は頒布してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 第九条第一項の許可を受けた者又は従事者に当該許可に係る使用禁止猟具を販売し、又は頒布するとき。 二 輸出される使用禁止猟具を、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、環境大臣に届け出て販売し、又は頒布するとき。 3 環境大臣は、第一項の環境省令を定めようとするときは農林水産大臣及び経済産業大臣に、前項第二号の環境省令を定めようとするときは経済産業大臣に、協議しなければならない。 (土地の占有者の承諾) 第十七条 垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地又は作物のある土地において、鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等をしようとする者は、あらかじめ、その土地の占有者の承諾を得なければならない。 (鳥獣の放置等の禁止) 第十八条 鳥獣又は鳥獣の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥獣の卵を放置してはならない。 第二節 鳥獣の飼養、販売等の規制 (飼養の登録) 第十九条 第九条第一項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥獣の卵からふ化させたものを含む。第二十二條第一項及び第八十四條第一項第七号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第九条第四項に規定する有効期間の末日から起算して三十日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。	2 前項の登録(以下この節において単に「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に登録の申請をしなければならない。 3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。 4 登録の有効期間は、登録の日から一年とする。 5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第一項の規定により登録鳥獣第一項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。 6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第三項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。 (登録鳥獣及び登録票の管理等) 第二十条 登録鳥獣の譲渡若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受け(以下この節において「譲渡し等」という。)は、当該登録鳥獣に係る登録票とともにしなければならない。 2 登録票は、その登録票に係る登録鳥獣とともにする場合を除いては、譲渡し等をしてはならない。 3 登録鳥獣の譲受け又は引受けをした者は、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までの間にその者の住所を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。 (登録票の返納等) 第二十一条 登録票第二号に掲げる場合にあっては、発見し、又は回復した登録票は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その日から起算して三十日を経過する日までの間に都道府県知事に返納しなければならない。	い。 一 登録票に係る登録鳥獣を飼養しないこととなったとき(登録票とともにその登録票に係る登録鳥獣の譲渡し等をしたときを除く。) 二 第十九条第六項の規定により登録票の再交付を受けた後において亡失した登録票を発見し、又は回復したとき。 2 第十九条第六項の規定は、盗難その他の事由により登録鳥獣を亡失したことによって前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を都道府県知事に返納した後において当該登録鳥獣を発見し、又は回復したときについて準用する。 (登録を受けた者に対する措置命令等) 第二十二条 都道府県知事は、第十九条第一項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分違反した場合は、その登録を取り消すことができる。 (販売禁止鳥獣等) 第二十三条 販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣(その加工品であつて環境省令で定めるもの及び繁殖したものを含む。)又は鳥獣の卵であつて環境省令で定めるもの(次条において「販売禁止鳥獣等」という。)は、販売してはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて販売する場合は、この限りでない。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可) 第二十四条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事は、第十一項において準用する第十九条第二項の申請があつたときは、当該申請に係る販売が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。	一 販売の目的が前項に規定する目的に適合しないとき。 二 販売されることにより前条に規定する鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。 3 都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。 4 都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、販売禁止鳥獣等の保護のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。 5 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、販売許可証を交付しなければならない。 6 第一項の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証(以下単に「販売許可証」という。)を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができる。 7 第一項の許可を受けた者は、販売禁止鳥獣等の販売をするときは、販売許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。 8 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、販売許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した販売許可証)を、都道府県知事に返納しなければならない。 一 第十項の規定により許可が取り消されたとき。 二 第三項の規定により定められた有効期間が満了したとき。 三 第六項の規定により販売許可証の再交付を
---	--	---	---

受けた後において亡失した販売許可証を発見し、又は回復したとき。

9 都道府県知事は、前条の規定に違反し、又は第四項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

一 前条に規定する鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。
二 生態系の保護のため必要があると認めるとき。

10 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。

11 第十九条第二項の規定は、第一項の許可を受けようとする者について準用する。

(鳥獣等の輸出の規制)

第二十五条 鳥獣(その加工品であつて環境省令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)又は鳥類の卵であつて環境省令で定めるものは、この法律に違反して捕獲又は採取をしたものではないことを証する証明書(以下「適法捕獲等証明書」という。)を添付してあるものでなければ、輸出してはならない。

2 適法捕獲等証明書の交付を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をしなければならない。

3 環境大臣は、前項の申請に係る鳥獣又は鳥類の卵が適法に捕獲又は採取されたものであると認められるときは、環境省令で定めるところにより、適法捕獲等証明書を交付しなければならない。

4 適法捕獲等証明書の交付を受けた者は、その者が適法捕獲等証明書を亡失し、又は適法捕獲等証明書が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、適法捕獲等証明書の再交付を受けることができる。

5 適法捕獲等証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めるところにより、その適法捕獲等証明書(第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した適法捕獲等証明書を、環境大臣に返納しなければならぬ。

一 第七項の規定により適法捕獲等証明書の効力が取り消されたとき。
二 前項の規定により適法捕獲等証明書の再交付を受けた後において亡失した適法捕獲等証明書を発見し、又は回復したとき。

6 環境大臣は、第一項の規定に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

一 第一項に規定する鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。
二 生態系の保護のため必要があると認めるとき。

7 環境大臣は、適法捕獲等証明書の交付を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その適法捕獲等証明書の効力を取り消すことができる。

(鳥獣等の輸入の規制)

第二十六条 鳥獣(その加工品であつて環境省令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)又は鳥類の卵であつて環境省令で定めるものは、当該鳥獣又は鳥類の卵が適法に捕獲若しくは採取されたこと又は輸出が許可されたことを証する外国の政府機関その他環境大臣が定める者により発行された証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

ただし、当該鳥獣若しくは鳥類の卵の捕獲若しくは採取又は輸出に關し証明する制度を有しない国又は地域として環境大臣が定める国又は地域から輸入する場合は、この限りでない。
(違法に捕獲又は輸入した鳥獣の飼養、譲渡し

等の禁止)

第二十七条 この法律に違反して、捕獲し、若しくは輸入した鳥獣(この法律に違反して、採取し、若しくは輸入した鳥類の卵からふ化されたもの及びこれらの加工品であつて環境省令で定めるものを含む。)又は採取し、若しくは輸入した鳥類の卵は、飼養、譲渡し若しくは譲受け又は販売、加工若しくは保管のため引渡し若しくは引受けをしてはならない。

第三節 鳥獣保護区

(鳥獣保護区)
第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
二 都道府県知事にあつては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域

2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。

3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき(変更にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するときに限る。次項から第六項までにおいて同じ。)は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護

区の保護に関する指針の案、次項及び第六項において「指針案」という。)を公衆の縦覧に供しななければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えないことができる。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。

8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

9 第二項並びに第十五条第二項、第三項及び第十三項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三項第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更(鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。)について、第四条第三項及び第十二条第三項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更(第四条第三項の場合にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。)について、第十五条第二項、第三項及び第十三項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定に

よる公示」とあるのは「第二十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

10 第十二条第三項の規定は第八項の規定により都道府県知事が行う鳥獣保護区の指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第八項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第十項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

11 鳥獣保護区の区域内の土地又は木竹に関し、所有権その他の権利を有する者は、正当な理由がない限り、環境大臣又は都道府県知事が当該土地又は木竹に鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることを拒んではならない。

(特別保護地区)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

2 特別保護地区の存続期間は、当該特別保護地区が属する鳥獣保護区の存続期間の範囲内において環境大臣又は都道府県知事が定める期間とする。

3 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更(特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長)

長するものに限る。)、第四項第三項及び第十二条第三項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更(第四条第三項の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。))について、第十五条第二項、第三項及び第十三項並びに前条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更(同条第三項から第六項までの場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。))について準用する。この場合において、第十二条第三項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する方針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

5 第十二条第三項の規定は第三項の規定により都道府県知事が行う指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第三項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第十二条第三項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第五項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

6 環境大臣は、第四項の規定により読み替えて準用する第十二条第三項の規定による協議を受けた場合第一項の規定による指定の変更の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するときに限る。)、農林水産大臣に協議しなければならない。

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区(以下「国指定特別保護地区」という。))にあっては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区(以下「都道府県指定特別保護地区」という。))にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
二 水面を埋め立て、又は干拓すること。
三 木竹を伐採すること。
四 前三号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。

8 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国指定特別保護地区にあっては環境大臣に、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事にそれぞれ許可の申請をしなければならない。

9 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第七項の許可をしなければならない。
一 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
二 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。

10 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護のため必要があると認めるときは、第七項の許可に条件を付することができる。(措置命令等)

第三十条 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護のため必要があると認めるときは、特別保護地区の区域内において前条第七項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をしている者に對し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護のために必要があると認めるときは、前条第七項の規定に違反した者又は同条第十項の規定により付された条件に違反した者に対して、これらの保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確定することができないときは、環境大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

4 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

告とする。

(実地調査)
第三十一条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十八條第一項又は第二十九條第一項若しくは第二十七條第四号の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第三十二条 国は第二十八條第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)について、都道府県知事は同項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区(以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。)について、同条第十一項の規定により施設を設置されたため、第二十九條第七項の許可を受けることができないため、又は同条第十項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

(国指定鳥獣保護区と都道府県指定鳥獣保護区との関係)
第三十三条 都道府県指定鳥獣保護区の区域の全部又は一部について国指定鳥獣保護区が指定されたときは、当該都道府県指定鳥獣保護区は、第二十八條第二項並びに同条第九項及び第十項において準用する第十五條第二項及び第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その指定が解除され、又は当該国指定鳥獣保護区の区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。

第四節 休猟区

(休猟区の指定)

第三十四条 都道府県知事は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、その数を増加させる必要があると認められる区域があるときは、その区域を休猟区として指定することができる。

2 休猟区の存続期間は、三年を超えることができない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、その旨並びにその名称、区域及び存続期間を公示しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

第四章 狩猟の適正化

第一節 危険の予防

(銃猟禁止区域等)

第三十五条 都道府県知事は、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、銃猟を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、銃猟禁止区域又は銃猟制限区域として指定することができる。

2 銃猟禁止区域内においては、銃猟をしてはならない。ただし、第九条第一項の許可を受けた者又は従事者がその許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。

3 銃猟制限区域内においては、都道府県知事の承認を受けずに銃猟をしてはならない。ただし、第九条第一項の許可を受けた者又は従事者がその許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。

4 前項の承認(以下この条において単に「承認」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に承認の申請をしなければならない。

5 都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る銃猟が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認をしなければならない。

一 銃猟に伴う危険の予防に支障を及ぼすおそれがあるとき。

二 指定区域の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。

6 承認は、銃猟をしようとする者の数について、環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める数の範囲内において行うものとする。

7 都道府県知事は、承認をする場合において、危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、承認に条件を付することができる。

8 承認を受けた者は、その者が第十二項において読み替えて準用する第二十四条第五項の承認証(以下単に「承認証」という。)を亡失し、又は承認証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、承認証の再交付を受けることができる。

9 承認を受けた者は、銃猟制限区域内において銃猟をするときは、承認証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

10 承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、承認証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した承認証)を、都道府県知事に返納しなければならない。

一 第十二項において読み替えて準用する第二十四条第十項の規定により承認が取り消されたとき。

二 第十二項において準用する第二十四条第三項の規定により定められた有効期間が満了したとき。

三 第八項の規定により承認証の再交付を受けた後において亡失した承認証を発見し、又は回復したとき。

11 都道府県知事は、第三項の規定に違反し、又は第七項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、銃猟をする場所を変更することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

一 銃猟に伴う危険の予防のため必要があると認めるとき。

二 指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。

12 第二十四条第三項及び第五項の規定は承認について、同条第十項の規定は承認を受けた者について、前条第三項から第五項までの規定は第一項の指定について準用する。この場合において、第二十四条第五項中「販売許可証」とあるのは「承認証」と、同条第十項中「前項各号」とあるのは「第三十五条第一項各号」と、前条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十五条第十二項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(危険銃法の禁止)

第三十六条 爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法(次条において「危険銃法」という。)により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許

5 前項の訴えにおいては、国又は都道府県を被

可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

(危険猟法の許可)

第三十七条 第九条第一項に規定する目的で危険

猟法により鳥獣の捕獲等しようとする者は、

環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令

で定めるところにより、環境大臣に許可の申請

をしなければならない。

3 環境大臣は、前項の申請があったときは、当

該申請に係る鳥獣の捕獲等が次の各号のいずれ

かに該当する場合を除き、第一項の許可をしな

ければならない。

一 鳥獣の捕獲等の目的が第一項に規定する目

的に適合しないとき。

二 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが

あるとき。

4 環境大臣は、第一項の許可をする場合におい

て、その許可の有効期間を定めるものとする。

5 環境大臣は、第一項の許可をする場合におい

て、危険の予防のため必要があると認めるとき

は、その許可に条件を付することができる。

6 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環

境省令で定めるところにより、危険猟法許可証

を交付しなければならない。

7 第一項の許可を受けた者は、その者が前項の

危険猟法許可証(以下単に「危険猟法許可証」と

いう。)を亡失し、又は危険猟法許可証が滅失し

たときは、環境省令で定めるところにより、環

境大臣に申請をして、危険猟法許可証の再交付

を受けることができる。

8 第一項の許可を受けた者は、危険猟法により

鳥獣の捕獲等をするときは、危険猟法許可証を

携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官等

の他関係者から提示を求められたときは、これ

を提示しなければならない。

9 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいず

れかに該当することとなった場合は、環境省令

で定めるところにより、危険猟法許可証第三

号の場合にあっては、発見し、又は回復した危

険猟法許可証を、環境大臣に返納しなければ

ならない。

一 第十一項の規定により許可が取り消された

とき。

二 第四項の規定により定められた有効期間が

満了したとき。

三 第七項の規定により危険猟法許可証の再交

付を受けた後において亡失した危険猟法許可

証を発見し、又は回復したとき。

10 環境大臣は、第一項の規定に違反して許可を

受けないで鳥獣の捕獲等をした者又は第五項の

規定により付された条件に違反した者に対し、

危険の予防のため必要があると認めるときは、

鳥獣の捕獲等をする場所を変更することその他

の必要な措置を執るべきことを命ずることがで

きる。

11 環境大臣は、第一項の許可を受けた者がこの

法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は

この法律に基づく処分違反した場合において、

危険の予防のため必要があると認めるとき

は、その許可を取り消すことができる。

(銃猟の制限)

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃

を射してはならない。

2 住居が集合している地域若しくは広場、駅そ

の他の多数の者の集合する場所において、又は

弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは

保管されている動物、建物若しくは電車、自動

車、船舶その他の乗物に向かって、銃を射して

はならない。

第二節 狩猟免許

(狩猟免許)

第三十九条 狩猟をしようとする者は、都道府県

知事の免許(以下「狩猟免許」という。)を受けな

ければならない。

2 狩猟免許は、網・わな猟免許、第一種銃猟免

許及び第二種銃猟免許に区分する。

3 次の表の上欄に掲げる猟法により狩猟鳥獣の

捕獲等しようとする者は、当該猟法の種類に

応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる狩猟免許を

受けなければならない。ただし、第九条第一項

の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第

二号(同号イに係る部分を除く。)に掲げる場合

は、この限りでない。

猟法の種類		狩猟免許の種類
銃法以外の猟法を使用する法定猟法	銃器以外の猟法を使用する法定猟法	網・わな猟免許
	装薬銃を使用する猟法	第一種銃猟免許
	空気銃を使用する猟法	第二種銃猟免許

4 第一種銃猟免許を受けた者は、装薬銃を使用

する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をするこ

ができるほか、空気銃を使用する猟法により狩

猟鳥獣の捕獲等をするることができる。

(狩猟免許の欠格事由)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者に対

しては、狩猟免許(第六号の場合にあっては、

取消しに係る種類のものに限る。)を与えない。

一 二十歳に満たない者

二 精神障害又は発作による意識障害をもち

し、その他の狩猟を適正に行うことに支障を

及ぼすおそれがある病氣として環境省令で定

めるものにかかっている者

三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別

に従って行動する能力がなく、又は著しく低

い者(前三号に該当する者を除く。)

五 この法律又はこの法律に基づく命令の規定

に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その

執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なつた日から三年を経過しない者

六 第五十二条第二項第一号の規定により狩

猟免許を取り消され、その取消しの日から三年

を経過しない者

(狩猟免許の申請)

第四十一条 狩猟免許を受けようとする者は、環

境省令で定めるところにより、その者の住所地

を管轄する都道府県知事(以下「管轄都道府県知

事」という。)に、申請書を提出し、かつ、管轄

都道府県知事の行う狩猟免許試験を受けなけ

ばならない。

(狩猟免許の条件)

第四十二条 管轄都道府県知事は、狩猟の適正化

を図るため必要があると認めるときは、狩猟免

許に、その狩猟免許に係る者の身体の状態に

応じ、その者がすることができると認められる

種類を限定し、その他狩猟をするに必要となる

条件を付し、及びこれを変更することができる。

(狩猟免許の交付)

第四十三条 狩猟免許は、狩猟免許試験に合格し

た者に対し、環境省令で定めるところにより、

狩猟免許を交付して行う。

(狩猟免許の有効期間)

第四十四条 狩猟免許の有効期間は、当該狩

猟免許に係る狩猟免許試験を受けた日から起算して

三年を経過した日の属する年の九月十四日まで

の期間とする。

2 第五十一条第三項の規定により更新された狩

猟免許の有効期間は、三年とする。

(狩猟免許の記載事項)

第四十五条 狩猟免許には、次に掲げる事項を記

載するものとする。

一 狩猟免許の番号

二 狩猟免許の交付年月日及び狩猟免許の有効

期間の末日

三 狩猟免許の種類

四 狩猟免許を受けた者の住所、氏名及び生年

月日

2 管轄都道府県知事は、前項に規定するもの

のほか、狩猟免許を受けた者について、第四十二

条の規定により、狩猟免許に条件を付し、又は

狩猟免許に付されている条件を変更したとき

は、その者の狩猟免許に当該条件に係る事項を

記載しなければならない。

(狩猟免許の記載事項の変更の届出等)

第四十六条 狩猟免許を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、管轄都道府県知事(都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の管轄都道府県知事)に届け出て、狩猟免許にその変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2 狩猟免許を受けた者は、狩猟免許を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、環境省令で定めるところにより、管轄都道府県知事に申請して、狩猟免許の再交付を受けることができる。

(受験資格)

第四十七条 第四十条各号のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができる。

(狩猟免許試験の方法)

第四十八条 狩猟免許試験は、環境省令で定めるところにより、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う。

- 一 狩猟について必要な適性
- 二 狩猟について必要な技能
- 三 狩猟について必要な知識

(狩猟免許試験の免除)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、環境省令で定めるところにより、狩猟免許試験の一部を免除することができる。

- 一 既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の有効期間内に、当該狩猟免許の種類以外の種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受けようとするもの

二 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、第五十一条第三項の狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者

(狩猟免許試験の停止等)

第五十条 管轄都道府県知事は、不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その狩猟免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により合格の決定を取り消したと

きは、管轄都道府県知事は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該狩猟免許試験に係る狩猟免許は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

3 管轄都道府県知事は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、三年以内の期間を定めて、狩猟免許試験を受けることができるものとする。

(狩猟免許の更新)

第五十一条 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、管轄都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出があったときは、管轄都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、その者について、第四十八条第一号に掲げる事項に係る試験(次項において「適性試験」という。)を行わなければならない。

3 適性試験の結果から判断して、当該狩猟免許の更新を受けようとする者が狩猟をすることが支障がないと認めたときは、当該管轄都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、当該狩猟免許の更新をしなければならない。

4 狩猟免許の更新を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、管轄都道府県知事が行う講習を受けるよう努めなければならない。

(狩猟免許の取消し等)

第五十二条 管轄都道府県知事は、狩猟免許を受けた者が第四十条第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したときは、その者の狩猟免許を取り消さなければならない。

2 管轄都道府県知事は、狩猟免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その者の狩猟免許の全部若しくは一部を取り消し、又は一年を超えない範囲内で期間を定めて狩猟免許の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
- 二 狩猟について必要な適性を欠くに至ったことが判明したとき。

(狩猟免許の失効)

第五十三条 狩猟免許は、狩猟免許を受けた者が狩猟免許の更新を受けなかったときは、その効力を失う。

第五十六條 狩猟者登録を受けたようとする者は、環境省令で定めるところにより、登録都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(狩猟免許の返納)

第五十四条 狩猟免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、狩猟免許第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した狩猟免許(を)、管轄都道府県知事に返納しなければならない。

- 一 狩猟免許が取り消されたとき。
- 二 狩猟免許が失効したとき。
- 三 第四十六条第二項の規定により狩猟免許の再交付を受けた後において亡失した狩猟免許を発見し、又は回復したとき。

第三節 狩猟者登録

(狩猟者登録)

第五十五条 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事(以下この節において「登録都道府県知事」という。)の登録を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号(同号イに係る部分を除く。)に掲げる場合は、この限りでない。

2 前項の登録(以下「狩猟者登録」という。)の有効期間は、当該狩猟者登録を受けた年の十月十五日(狩猟者登録を受けた日が同月十六日以後であるときは、その狩猟者登録を受けた日)からその日の属する年の翌年の四月十五日までとする。ただし、北海道においては、当該狩猟者登録を受けた年の九月十五日(狩猟者登録を受けた日が同月十六日以後であるときは、その狩猟者登録を受けた日)からその日の属する年の翌年の四月十五日までとする。

(狩猟者登録の申請)

- 一 前条各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 住所、氏名及び生年月日
- 四 その他環境省令で定める事項

第五十七条 登録都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を狩猟者登録簿に登録しなければならない。

3 登録都道府県知事は、第一項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(狩猟者登録の拒否)

第五十八条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書のうちに重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 狩猟免許を有しない者
- 二 第五十二条第二項の規定により狩猟免許の効力の停止を受け、その期間が経過しない者
- 三 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について環境省令で定める要件を備えていない者

(狩猟者登録の制限)

第五十九条 登録都道府県知事は、当該都道府県の区域内における鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、狩猟

を行うことができる者の数を制限し、その範囲内において狩猟者登録をすることができる。

(狩猟者登録証等)

第六十条 登録都道府県知事は、狩猟者登録をしたときは、申請者に、環境省令で定めるところにより、狩猟者登録証及び狩猟者登録を受けたことを示す記章(以下「狩猟者記章」という。)を交付する。

(狩猟者登録の変更の登録等)

第六十一条 狩猟者登録を受けた者は、第五十八條第一号及び第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、登録都道府県知事の変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録(以下単に「変更登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を登録都道府県知事に提出しなければならない。

3 第五十五条第二項及び第五十六条から第五十八条までの規定は、変更登録について準用する。この場合において、第五十六条中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第五十八条第一項中「狩猟者登録を受けようとする者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る狩猟者登録を受けようとする者が次の各号」と読み替えるものとする。

4 狩猟者登録を受けた者は、第五十六条第三号及び第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、登録都道府県知事に届け出なければならない。その届出があった場合には、登録都道府県知事は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

5 狩猟者登録を受けた者は、前条の狩猟者登録証(以下単に「狩猟者登録証」という。)又は狩猟者記章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、環境省令で定めるところにより、登録都道府県知事に申請して、狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付を受けることができる。

(狩猟者登録証の携帯及び提示義務等)

第六十二条 狩猟者登録を受けた者は、狩猟をするときは、狩猟者登録証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 狩猟者登録を受けた者は、狩猟をするときは、狩猟者記章を衣服又は帽子の見やすい場所に着用しなければならない。

3 網・わな猟免許に係る狩猟者登録を受けた者は、狩猟をするときは、その使用する猟具(ことに、見やすい場所に、住所、氏名その他環境省令で定める事項を表示しなければならない。

(狩猟者登録の抹消)

第六十三条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該狩猟者登録を抹消しなければならない。

一 狩猟免許が取り消されたとき。
二 狩猟免許の効力が停止されたとき。
三 狩猟免許が失効したとき。
四 次条の規定により登録が取り消されたとき。

(狩猟者登録の取消し等)

第六十四条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消し、又は六月を超えない期間を定めてその狩猟者登録の全部又は一部の効力を停止することができる。

一 不正の手段により狩猟者登録又は変更登録を受けたとき。
二 第五十八条各号のいずれかに該当することとなったとき。

三 第六十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(狩猟者登録証等の返納)

第六十五条 狩猟者登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、狩猟者登録証又

は狩猟者記章(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した狩猟者登録証若しくは狩猟者記章)を、登録都道府県知事に返納しなければならない。

一 狩猟者登録が抹消されたとき。
二 狩猟者登録の有効期間が満了したとき。

三 第六十一条第五項の規定により狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付を受けた後において亡失した狩猟者登録証若しくは狩猟者記章を発見し、又は回復したとき。

(報告義務)

第六十六条 狩猟者登録を受けた者は、その狩猟者登録の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その狩猟者登録に係る狩猟の結果を登録都道府県知事に報告しなければならない。

(狩猟者登録の通知)

第六十七条 登録都道府県知事は、狩猟者登録をした場合は、当該狩猟者登録をした者に係る管轄都道府県知事に、その旨を通知するものとする。

2 管轄都道府県知事は、前項の通知に係る者について狩猟免許の取消し若しくは狩猟免許の効力の停止をしたとき、又は狩猟免許の失効があったときは、当該者の狩猟者登録をした登録都道府県知事にその旨を通知するものとする。

第四節 猟区

(猟区の認可)

第六十八条 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域において、放鳥獣、狩猟者数の制限その他狩猟の管理をしようとする者は、規程を定め、環境省令で定めるところにより、当該区域(以下「猟区」という。)における狩猟の管理について都道府県知事の認可を受けることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、同項の規程(以下「猟区管理規程」という。)に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 猟区の名称
二 区域
三 存続期間
四 専ら放鳥獣をされた狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区(以下この節において「放鳥獣猟区」という。)にあっては、その旨及び放鳥獣をする狩猟鳥獣の種類

五 その他政令で定める事項
3 猟区の存続期間は、十年を超えることができない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、安全な狩猟の実施の確保、狩猟鳥獣の捕獲等の調整の必要の有無その他の事情を考慮して、これをしなければならない。

(土地の権利者の同意)

第六十九条 前条第一項の規定による認可申請しようとする者は、あらかじめ、猟区における狩猟の管理について当該区域内の土地に関し登記した権利を有する者の同意を得なければならない。

(認可の公示)

第七十条 都道府県知事は、第六十八条第一項の規定による認可をするときは、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を公示しなければならない。

2 第六十八条第二項の規定による認可を受けて猟区を設定した者(以下「猟区設定者」という。)は、その猟区の認可を受けたときは、環境省令で定めるところにより、その猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

(猟区管理規程の変更等)

第七十一条 猟区設定者は、猟区管理規程を変更しようとする場合(次項に規定する軽微な事項に係る場合を除く。)又は猟区を廃止しようとする場合は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 猟区設定者は、猟区管理規程のうち政令で定める軽微な事項を変更した場合は、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条第一項の規定は、第一項の規定による変更及び廃止について準用する。この場合において、同項の規定による廃止については、同条第一項中同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項」とあるのは、「その旨及び廃止に係る区域」と読み替えるものとする。

(認可の取消し)

第七十二条 都道府県知事は、安全な狩猟の実施の確保、鳥獣の保護その他公益上の必要があると認めるときは、猟区の認可を取り消すことができる。

2 第七十条第一項の規定は、前項の規定による認可の取消しについて準用する。この場合において、同条第一項中「同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項」とあるのは、「その旨及び取消しに係る区域」と読み替えるものとする。

(猟区の管理)

第七十三条 国は、その設定した猟区内における狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため必要があると認めるときは、狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設定、その人工増殖その他の当該猟区の維持管理に関する事務を、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて、指定する者に委託することができる。

2 前項の規定は、地方公共団体が設定する猟区について準用する。この場合において、同項中「環境大臣が中央環境審議会の」とあるのは、「都道府県知事が合議制機関の」と読み替えるものとする。

3 第一項(前項の規定により準用される場合を含む。)の規定により委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該事務に要する費用を負担しなければならない。

4 受託者は、猟区内において狩猟をしようとする者から、その費用に充てるべき金額を徴収し、その収入とすることができ。

(猟区に係る特例)

第七十四条 猟区においては、猟区設定者の承認を得なければ、狩猟又は第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲等をしてはならない。

第五章 雑則

(報告徴収及び立入検査等)

第七十五条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第九条第一項の許可を受けた者、鳥獣(その加工品を含む。)若しくは鳥類の卵の販売、輸出、輸入若しくは加工をしようとする者、特別保護地区の区域内において第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者、狩猟免許を受けた者若しくは狩猟者登録を受けた者又は猟区設定者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特別保護地区の区域内において第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、狩猟をする者その他の者の所持する鳥獣(その加工品を含む。)又は鳥類の卵を検査させることができる。

4 第二項の規定による立入検査若しくは立入調査又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

ならない。

(取締りに従事する職員)

第七十六条 鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員であつてその所属する都道府県の知事がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する罪について、刑事訴訟法昭和二十三年法律第百三十一号の規定による司法警察員として職務を行う。

第七十七条 環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第十条第一項、第十五条第十項、第二十五条第六項、第三十条第一項若しくは第二項、第三十七条第十項又は第七十五条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により環境大臣の権限の一部を行う職員は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、前項の職員に關し必要な事項は、政令で定める。

(鳥獣保護員)

第七十八条 鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助させるため、都道府県に鳥獣保護員を置くことができる。

2 鳥獣保護員は、非常勤とする。

(環境大臣の指示等)

第七十九条 環境大臣は、鳥獣の数が著しく減少しているとき、その他鳥獣の保護を図るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、次に掲げる事務に關し必要な指示をすることができる。

一 第九條第一項又は第二十四條第一項の許可に關する事務

二 第十四條第一項の規定による延長に關する事務

三 第十四條第二項の規定による禁止又は制限

の解除に關する事務

四 第十九條第一項の規定による登録に關する事務

2 都道府県知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第二項の条例で定めるところにより、第九條第一項、第十九條第一項又は第二十四條第一項に規定する都道府県知事の権限に屬する事務を市町村が処理する場合において、鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、当該市町村に對し、当該事務に必要な指示をすることができ。

(適用除外)

第八十条 この法律の規定は、環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣であつて環境省令で定めるものについては、適用しない。

2 第三条第三項の規定は、前項の環境省令について準用する。

(経過措置)

第八十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(環境省令への委任)

第八十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第六章 罰則

第八十三条 次の各号のいずれかに該當する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に處する。

一 第八條の規定に違反して狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者(第九條第十三項の規定により同條第一項の許可を受けることを要しないとされた者を除く。

く。

二 狩猟可能区域以外の区域において、又は狩猟期間第十一条第二項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第一項の規定により延長されている場合はその期間とする。外の期間に狩猟鳥獣の捕獲等をした者(第九条第一項の許可を受けた者及び第十三条第一項の規定により捕獲等をした者を除く。)

三 第十条第一項、第二十五条第六項又は第三十七条第十項の規定による命令に違反した者
四 第二十五条第一項、第二十六条、第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条の規定に違反した者
五 第五十五条第一項の規定に違反して登録を受けないで狩猟をした者
六 偽りその他不正の手段により第九条第一項の許可、狩猟免許若しくはその更新又は狩猟者登録若しくは変更登録を受けた者

2 前項第一号、第二号及び第四号(第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条に係る部分に限る。)の未遂罪は、罰する。
3 第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の犯罪行為の用に供した物及びその犯罪行為によつて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵であつて、犯人の所有に係る物は、没収する。
第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第五項又は第三十七条第五項の規定により付された条件に違反した者
二 許可証若しくは従事者証、危険猟法許可証又は狩猟者登録証を他人に使用させた者
三 他人の許可証若しくは従事者証、危険猟法許可証又は狩猟者登録証を使用した者
四 第十二条第一項又は第二項の規定による禁止又は制限(第十四条第二項の規定によりその一部が解除されたものを含む。)に違反した者

第一類第十一号 環境委員会議録第十六号 平成十四年六月四日

五 第十五条第四項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条、第二十七条、第二十九条第七項又は第三十五条第三項の規定に違反した者
六 第十五条第十項、第二十二條第一項、第二十四条第九項、第三十条第二項又は第三十五条第十一項の規定による命令に違反した者
七 第十九条第一項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者
2 前項第四号及び第五号(第十五条第四項又は第三十五条第三項に係る部分に限る。)の未遂罪は、罰する。
第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第六項、第二十四条第四項、第二十九条第十項又は第三十五条第七項の規定により付された条件に違反した者
二 第十七条の規定に違反して占有者の承諾を得ないで鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者
三 第二十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
四 第二十八条第一項又は第七十四条第一項の規定に違反した者
五 第四十二条の規定により管轄都道府県知事が付し、若しくは変更した条件に違反して狩猟をした者

六 指定猟法許可証、販売許可証又は承認証を他人に使用させた者
七 他人の指定猟法許可証、販売許可証又は承認証を使用した者
2 前項第二号の罪は、第十七条の占有者の告訴がなければ公訴を提起することができない。
第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第九条第十項若しくは第十一項、第十五条第八項若しくは第九項、第十八条、第二十一

条第一項、第二十四条第七項若しくは第八項、第二十五条第五項、第三十五条第九項若しくは第十項、第三十七条第八項若しくは第九項、第五十四条、第六十二条第一項又は第六十五条の規定に違反した者
二 第九条第十二項、第六十六条又は第七十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第十五条第十三項(第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。)、第三十四条第五項(第三十五条第十二項において準用する場合を含む。若しくは第七十条第二項の標識又は第二十八条第十一項の施設を移転し、汚損し、き損し、又は除去した者
四 第三十一条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
五 第四十六条第一項又は第六十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
六 第六十二条第二項の規定に違反して狩猟者記章を着用しないで狩猟をした者
七 第六十二条第三項の規定に違反して表示をしないで猟具を使用して狩猟をした者
八 第七十一条第一項の規定に違反して都道府県知事の認可を受けずに猟区管理規程を変更し、又は廃止した者
九 第七十五条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、又は忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
十 第七十五条第三項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第八十七条 第九条第一項の許可又は狩猟免許を受けた者がこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたときは、その許可又は狩猟免許は効力を失うものとする。
第八十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十三条から第八十六条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(準備行為)
第二条 第二十一条第三項、第十三条第一項、第十六条第一項及び第八十条第一項の環境省令の制定、第三十一条第一項の基本指針の策定、第三十一条第二項の規定による期間の限定並びに第三十一条第一項の規定による禁止又は制限並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第二十六条第六項(第二十一条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条第三項(第二十一条第三項、第十三条第二項及び第八十条第二項において準用する場合を含む。及び第八十六条第三項の規定の例により行うことができる。)

(鳥獣保護事業計画に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(以下「旧法」という。))第一条ノ二第一項の規定によりたてられていた鳥獣保護事業計画は、改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「新法」という。))第四条第一項の規定により定められた鳥獣保護事業計画とみなす。
(特定鳥獣保護管理計画に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に旧法第一条ノ三第一項の規定によりたてられていた特定鳥獣保護管理計画は、新法第七十一条第一項の規定により定められた特定鳥獣保護管理計画とみなす。
(狩猟免許に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に旧法第四条第二項の規定により次の表の上欄に掲げる狩猟免状

二九

(以下「旧免許」という。)を交付されている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)にそれぞれ新法第四十三条の規定により同表の下欄に掲げる狩猟免許(以下「新免許」という。)を交付されたものとみなす。

旧 免 状	新 免 状
甲種狩猟免許	網・わな猟免許に係る狩猟免許
乙種狩猟免許	第一種銃猟免許に係る狩猟免許
丙種狩猟免許	第二種銃猟免許に係る狩猟免許

2 旧法又は旧法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者又は旧法第八条第二項の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者(旧法又は旧法に基づく命令の規定に違反した者に限る。)に係る新法第四十条第五号又は第六号の規定の適用については、同条第五号中「この法律とあるのは改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号。次号において「旧法」という。)」と、同条第六号中「第五十二(条第二項第一号)とあるのは旧法第八条第二項(旧法又は旧法に基づく命令の規定に違反した者に限る。)」とする。

3 この法律の施行の際現に旧法第七條第四項の規定により次の表の上欄に掲げる狩猟免許(以下「旧免許」という。)を受けている者は、施行日にそれぞれ新法第三十九條第三項の規定により同表の下欄に掲げる狩猟免許(以下「新免許」という。)を受けたものとみなす。この場合において、当該新免許を受けたものとみなされる者に係る新免許の有効期間は、新法第四十四條第一項の規定にかかわらず、同日におけるその者に係る旧免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧法第七條第四項の規定により次の表の上欄に掲げる狩猟免許(以下「旧免許」という。)を受けている者は、施行日にそれぞれ新法第三十九條第三項の規定により同表の下欄に掲げる狩猟免許(以下「新免許」という。)を受けたものとみなす。この場合において、当該新免許を受けたものとみなされる者に係る新免許の有効期間は、新法第四十四條第一項の規定にかかわらず、同日におけるその者に係る旧免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

旧 免 許	新 免 許
甲種狩猟免許	網・わな猟免許
乙種狩猟免許	第一種銃猟免許
丙種狩猟免許	第二種銃猟免許

4 旧法第七條ノ二第二項の規定により狩猟免許試験を受けることを禁じられた者は、施行日に新法第五十條第三項の規定により狩猟免許試験を受けることができないうものとされたものとみなす。この場合において、当該狩猟免許試験を受けることができないうものとされたものとみなされる者に係る狩猟免許試験を受けることができない期間は、同日におけるその者に係る旧法第七條ノ二第二項の規定により狩猟免許試験を受けることを禁じられた期間の残存期間と同一の期間とする。

5 旧法第八條第二項の規定により狩猟免許の効力を停止された者は、施行日に新法第五十二條第二項の規定により狩猟免許の効力を停止されたものとみなす。この場合において、当該狩猟免許の効力を停止されたものとみなされる者に係る狩猟免許の効力を停止される期間は、同日におけるその者に係る旧法第八條第二項の規定により効力を停止された期間の残存期間と同一の期間とする。

(鳥獣保護区に関する経過措置)
第六條 この法律の施行の際現に旧法第八條ノ八第一項の規定により設定されている鳥獣保護区は、新法第二十八條第一項の規定により指定された鳥獣保護区とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第八條ノ八第二項の規定により設けられている施設は、新法第二十八條第十一項の規定により設けられた施設とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第八條ノ八第三項の規定により指定されている特別保護地区は、新法第二十九條第一項の規定により指定された特別保護地区とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第八條ノ八第七項の規定により付されている条件は、新法第二十九條第十項の規定により付された条件とみなす。

(休猟区に関する経過措置)
第七條 この法律の施行の際現に旧法第九條の規定により設定されている休猟区は、新法第三十四條第一項の規定により指定された休猟区とみなす。

(銃猟禁止区域又は銃猟制限区域に関する経過措置)
第八條 この法律の施行の際現に旧法第十條の規定により設けられている銃猟禁止区域又は銃猟制限区域は、それぞれ新法第三十五條第一項の規定により指定された銃猟禁止区域又は銃猟制限区域とみなす。

(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する経過措置)
第九條 この法律の施行の際現に旧法第十二條第一項の規定により許可を受けている者は、施行日に新法第九條第一項の規定により許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、同日におけるその者に係る旧法第十二條第一項の規定による許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第十二條第三項の規定により交付されている許可証又は従事者証は、新法第九條第七項又は第八項の規定により交付された許可証又は従事者証とみなす。

(鳥獣の飼養の許可に関する経過措置)
第十條 この法律の施行の際現に旧法第十三條の規定により許可を受けている者は、施行日に新法第十九條第一項の規定による登録を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十三條の規定により発行されている飼養許可証は、新法第十九條第三項の規定により交付された登録票とみなす。

(鳥獣の販売の許可に関する経過措置)
第十一條 この法律の施行の際現に旧法第十三條ノ二の規定により許可を受けている者は、施行日に新法第二十四條第一項の許可を受けた者とみなす。

(猟区に関する経過措置)
第十二條 この法律の施行の際現に旧法第十四條第一項の規定により認可を受けている猟区は、施行日に新法第六十八條第一項の規定により認可を受けたものとみなす。この場合において、当該認可を受けたものとみなされる猟区の存続期間は、同日における当該猟区に係る旧法第十四條第七項の存続期間の残存期間と同一の期間とする。

2 施行日前に旧法第十四條第八項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第七十條第一項の規定によりされた公示とみなす。

3 旧法第十八條の規定による猟区設定者の承認は、新法第七十四條第一項の規定による猟区設定者の承認とみなす。

(危険猟法の許可に関する経過措置)
第十三條 この法律の施行の際現に旧法第十五條の規定により許可を受けている者は、施行日に新法第三十七條第一項の許可を受けたものとみなす。

(占有者の承諾に関する経過措置)
第十四條 旧法第十七條の規定による占有者の承諾は、新法第七十七條の規定による占有者の承諾とみなす。

(適法捕獲等証明書に関する経過措置)
第十五條 この法律の施行の際現に旧法第二十條ノ二第一項の規定により発行されている証明書は、新法第二十五條第三項の規定により交付された適法捕獲等証明書とみなす。

(取締りに従事する職員に関する経過措置)
第十六條 この法律の施行の際現に旧法第二十条ノ四の規定により指名されている者は、新法第七十六條の規定により指名されたものとみなす。

す。

(鳥獣保護員に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第二十
ノ五第一項の規定により置かれていた鳥獣保護
員は、新法第七十八条第一項の規定により置か
れたものとみなす。

(旧法の規定に基づく手続の効力)

第十八条 この法律の施行前に旧法の規定により
環境大臣又は都道府県知事がした許可、承認そ
の他の処分若しくは通知その他の行為又は旧法
の規定によりなされている許可の申請その他の行
為は、この附則に別段の定めがあるものを除
き、この法律の施行後は、新法の相当規定に基
づいて、環境大臣又は都道府県知事がした許
可、承認その他の処分若しくは通知その他の行
為又は新法の規定によりなされている許可の申請
その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に旧法の規定により環境大
臣又は都道府県知事に對し報告、届出、提出そ
の他の手続をしなければならぬとされている
事項で、施行日前にその手続がなされてい
ないものについては、この附則に別段の定めがある
ものを除き、この法律の施行後は、これを、新法
の相当規定により環境大臣又は都道府県知事に
對して報告、届出、提出その他の手続をしなければ
ならぬとされた事項についてその手続が
なされていないものとみなして、新法の規定を適
用する。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした行為に對する
罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 附則第三条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置
は、政令で定める。

(検討)

第二十一条 政府は、この法律の施行後三年以内
に、この法律の施行の状況について検討を加
え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも
のとする。

第一類第十一号 環境委員會議録第十六号 平成十四年六月四日

(火薬類取締法の一部改正)

第二十二條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第
百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第三号中「鳥獣保護及び狩獵ニ
關スル法律(大正七年法律第三十二号)第八條ノ
三の規定による登録を受けた者又は同法第十二
條第一項を鳥獣の保護及び狩獵の適正化に關
する法律(平成十四年法律第 号)第九條第
一項に、同條第三項を「同條第八項」に改
め、「使用するもの」の下に「又は同法第五十五
條第一項の規定による登録を受けた者」を加え
る。

第二十二條中「鳥獣保護及び狩獵ニ關スル法律
第八條ノ三」を「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に
關する法律第五十五條第一項」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十三條 地方交付税法(昭和二十五年法律第
二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項の表道府県の項中「鳥獣保護
及狩獵ニ關スル法律(大正七年法律第三十二
号)」を「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に關する
法律(平成十四年法律第 号)」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二
百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百三十七條第一項第一号及び第二号中
「甲種狩獵免許又は乙種狩獵免許」を「網・わな
獵免許又は第一種統獵免許」に改め、同項第三
号中「丙種狩獵免許」を「第二種統獵免許」に改
め、同條第二項第一号中「鳥獣保護及び狩獵ニ關
スル法律(大正七年法律第三十二号)第十四條第
三項に規定する専ら放鳥獸された狩獵鳥獸の捕
獲を目的とする獵区」を「鳥獣の保護及び狩獵の
適正化に關する法律(平成十四年法律第 号)第六十八條第二項第四号に規定する放鳥獸
獵区」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十五條 租税特別措置法(昭和三十二年法律
第 号)に改める。

第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の二第二項第二十四号中「鳥獣保
護及狩獵ニ關スル法律(大正七年法律第三十二
号)第八條ノ八第三項」を「鳥獣の保護及び狩獵
の適正化に關する法律(平成十四年法律第
号)第二十九條第一項」に改める。

第六十五條の四第一項第二十四号中「鳥獣保
護及狩獵ニ關スル法律第八條ノ八第三項」を「鳥
獣の保護及び狩獵の適正化に關する法律第二十
九條第一項」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第二十六條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十
三年法律第六号)の一部を次のように改正す
る。

第三條第一項第二号中「鳥獣保護及び狩獵ニ關
スル法律(大正七年法律第三十二号)第七條ノ四
第三項」を「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に關
する法律(平成十四年法律第 号)第五十一條
第四項」に改める。

第十條第二項第一号中「鳥獣保護及び狩獵ニ關
スル法律」を「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に關
する法律」に改める。

(自然環境保全法の一部改正)

第二十七條 自然環境保全法の一部を次のよう
に改正する。

第五十一條第二項中「鳥獣保護及び狩獵ニ關ス
ル法律(大正七年法律第三十二号)及び」を削
り、「(昭和二十三年法律第百二十五号)」の下に
「及び鳥獣の保護及び狩獵の適正化に關する法
律(平成十四年法律第 号)」を加える。

(地価税法の一部改正)

第二十八條 地価税法(平成三年法律第六十九号)
の一部を次のように改正する。

別表第一第一号ハ中「鳥獣保護及び狩獵ニ關ス
ル法律(大正七年法律第三十二号)第八條ノ八第
三項」を「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に關する
法律(平成十四年法律第 号)第二十九條第
一項」に改める。

(環境基本法の一部改正)

第二十九條 環境基本法(平成五年法律第九十一
号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項第三号中「鳥獣保護及び狩獵
ニ關スル法律(大正七年法律第三十二号)」を削
り、「及び循環型社会形成推進基本法(平成十二
年法律第百十号)」を、「循環型社会形成推進基
本法(平成十二年法律第百十号)及び鳥獣の保護
及び狩獵の適正化に關する法律(平成十四年法
律第 号)」に改める。

理由

最近における鳥獣の生息の状況及び狩獵の実態
にかんがみ、鳥獣の保護及び狩獵の適正化の要請
への適確な対応を図るため、鳥獣の保護に重大な
支障を及ぼすおそれがあると認められる獵法によ
り鳥獣の捕獲等をするを禁止する区域の指
定、違法に捕獲した鳥獣の飼養の禁止の措置等を
講ずる必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

環境委員會議録第九号中正誤

ページ 段行 誤 正

二四 二 壳 海性哺乳類 海生哺乳類

平成十四年六月二十一日印刷

平成十四年六月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E